

教育安心社会の実現に関する懇談会報告  
～教育費の在り方を考える～

教育安心社会の実現に関する懇談会  
平成21年7月3日



## ～ 目 次 ～

1. はじめに	1
2. 教育費負担に関する基本的考え方	3
(1) 総論	3
①人生前半の社会保障（機会の均等）	
②将来への先行投資（社会の活力増進の原動力）	
③教育安心社会実現に向けて	
（ア）公教育の負担に対する安心	
（イ）公教育の質に対する安心	
（ウ）安心の実現に向けた検討について	
(2) 家計負担と関連施策の現状	11
3. 各学校段階での方向性	15
(1) 幼児教育段階について	15
(2) 義務教育段階について	17
(3) 高等学校段階について	19
(4) 大学・大学院段階について	21
4. 今後の検討に向けて	26
参考資料	27



## 1. はじめに

教育とは、そもそも何を目的とした営みであろうか。また、その費用は誰が負担すべきであろうか。

この根源的な問いかけに答える前に、我々は、まずは、子どもは「社会の宝」であり、今後の未来を築いていくかけがえのない存在であることを強調したい。

その上で、子どもの教育には、子ども一人一人が、個性を伸ばし可能性を開花させ、人生を幸せに生きることのできる基礎を培うことと、同時に、世のため、人のために貢献する国家社会の形成者を育成するという2つの目的があることを確認したい。これらは、何ら矛盾するものではなく、教育基本法においても、第1条において教育の目的として、「人格の完成」を目指し、「国家及び社会の形成者」の育成を期して行うためのものである旨が定められている。まさに教育こそが、個人に幸福をもたらし、ひいては国家・社会の発展につながっていくことは、古今東西を問わず、万人の首肯するところではないか。

こうした教育の意義に照らせば、子どもの教育やその費用は、子ども本人任せ、親任せ、学校任せであって良いわけがない。子どもの教育には社会総がかりで真剣に考え、取り組むべきであり、教育費についても社会全体で分担すべきである。

「人の子も我が子」と社会のすべての構成員が思える温かみのある教育環境の醸成が何よりも求められる。そして、それを促す社会システムこそが、これまで培ってきた文化・歴史・伝統・社会的資産あらゆるものを次代へ引き継ぐ真の持続可能な社会につながるのではなかろうか。

知識基盤社会と言われる中であって、我が国が継続的發展を遂げるためには、教育を皆が大事にしなければならない。資源に乏しい我が国が、現在の豊かな社会を築くことができたのは、これまでの時代の変革期にあって、国家・社会の存立基盤である教育に大きな力を傾け、成果を上げてきたからこそである。そこで、敢えて訴えたい、教育の充実に目を背ければ、必ず社会の衰退につながるということを。今こそ強調したい、断じて子どもの幸せや希望を奪うような社会にしてはならないことを。まさに教育にどれだけの力を注ぐかをめぐって、国全体の覚悟が問われている。

特に、昨今では、経済雇用状況の悪化により、所得の格差の拡大、努力や挑戦意欲の減退、社会における安定性・一体性のほころびなどが懸念されている。このような中で、雇用、年金、医療などの諸施策と同様に、社会のセーフティネットとしての教育の機会を確保する重要性が一層高まっている。しかるに、それ

を支える教育の公財政支出は、国際的にみても最低レベルであり極めて心許ない。一方、家計による教育費の負担は厳しく、それが少子化の要因にもなっている。さらには、学習意欲や学力の低下、いじめ、不登校の問題も山積している。

国・地方公共団体・各学校・地域社会・企業・各家庭など社会の構成員全てがこれらのことに危機感を持って、意欲のある誰もが安心して教育を受けることができるよう、教育費の在り方を含めて、協力しあいながら、諸条件の整備に向けて努力すべきであることは言うまでもない。

以上のような問題意識に立ち、本懇談会においては、教育費の問題、とりわけ家計負担の軽減に焦点を当てて、家庭の経済状況や教育費の家計負担、公財政支出等の現状を踏まえ、大局的・中期的な視点から、今後、政府が実行すべき施策を緊急に提言することとした。

今回の提言が、教育費の在り方について教育行政当局において今後の政策展開に当たって参考としていただくとともに、一層の国民的議論を巻き起こせるようなアピールになることを願っている。

## 2. 教育費負担に関する基本的考え方

### (1) 総論

#### 【懇談会からのメッセージ①】

- ・子どもは、「社会の宝」であり、未来を担う子どもの教育を社会全体で支えることこそが、真の持続可能な社会につながる。
- ・教育費についても社会全体で分担すべき。
- ・教育をないがしろにする社会は、必ず衰退する。
- ・今こそ、教育を見つめ直し、その充実に向けて奮励努力すべき。

教育費を考える上での観点＝人生前半の社会保障＋社会の活力増進の原動力

以上の点は、「1. はじめに」において強調したことである。このような基本的認識に立ち、教育費を考える観点として、ポイントを以下の2つに整理してみた。すなわち、豊かな社会生活を送る上での「人生前半の社会保障」という観点と、個人と社会全体の活力増進の原動力とするための「将来への先行投資」という観点である。さらに、この2つのポイントを達成するためには教育安心社会の実現が必要であることを訴えたい。

#### ①人生前半の社会保障（機会の均等）

一つ目のポイントは、教育は「人生前半の社会保障」として社会生活を送る上での機会均等を図る営みであるということである。社会経済のあらゆる面で変動の激しいこれからの時代において、一人一人が充実した人生を送るためには、まずは人生のスタートである若年期を大事にして「生きる力」を身につけられるようにすることが必要であり、教育が担う役割はますます大きくなっている。

政府の経済財政諮問会議や安心社会実現会議などにおいても、安心社会の実現に向けて今後の政府全体がとるべき方策について検討がなされてきている。そこでは、「機会の平等」が確保されていないことで生まれる格差（親の所得、資産等による格差の固定化・再生産）は、「希望喪失社会」につながるなどの懸念が指摘され、今後の方向性として、階層化を回避し日本の強みである社会的一体性

を堅持すること、厳しい生活状況にある人に対し、時代に応じたセーフティーネットを確保することなどの必要性が議論されたところである。

この点、教育が担う役割は極めて大きい。つまり、国民一人一人が生活を送る上で、個人の努力や能力による格差が一定程度生じることはあり得るとしても、その努力や能力を発揮する機会、経済的・社会的な事情にかかわらず誰もが等しく与えられるべきであり、この前提条件として、次代を担う子ども全てが共通のスタートラインに立って能力を最大限に高められるようにすることが教育に求められる。誰もが、十分な教育を受け、自らを磨きながら「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」に裏打ちされる「生きる力」を身につけることができれば、その一人一人にとって、より高次元の経済的・社会的活動が促されるため、結果として所得分配の公平化や自己実現が図られ、ひいては社会全体の成長や安心をもたらす。

教育がこのような役割を十全に果たすためには、雇用、年金、医療、福祉などの他の社会保障政策と同様に、教育を「生活安全保障」（セーフティーネット）あるいは「人生前半の社会保障」と位置づけ、全ての子どもたちが安心して教育を受けることのできる「教育安心社会」を実現するための取組が重要である。折しも、教育再生懇談会においては「教育安心社会」の実現に向けて、先般、第4次報告がとりまとめられたところであり<sup>\*1</sup>、今後、政府が一丸となって施策の充実に努めることが期待される。

そして、意欲と能力のある誰もが教育にアクセスできる社会が実現すれば、誰でも努力をすればより豊かな生活を送ることができるという希望が拓け、ひいては、公正な社会の実現や我が国全体の活性化につながるものと確信している。

## **②将来への先行投資（社会の活力増進の原動力）**

さらに、教育は「将来への先行投資」により社会の活力増進を促すという性格を併せ持つ。

すなわち、教育の効果は、教育を受けた本人に帰属する「私的効果」（例：知識技能の獲得、社会性の獲得、所得向上、健康増進など）だけではなく、広く社会全体に還元される「公的効果」（人的資本蓄積の促進、知識・技術の伝達・普及、税収の増大、公的支出の抑制など）があり<sup>\*2</sup>、その2つの効果は相互に関連

---

\*1 「これまでの審議のまとめ―第四次報告―」（平成21年5月28日教育再生懇談会）

\*2 参考：OECD（2008）「学習の社会的成果」

していると考えられる。そして、この効果は、様々な時期、形態による更なる学習効果を促すといったサイクルを形成しており、この循環が適切に作用することにより、社会全体の公平性の確保が図られつつ社会全体の知的ストックが増大し、さらなる公的効果の増大が期待される。

逆に、この循環が停滞してしまうと、不公平感の増大、ニートの増加、税収の減少、国際的競争力の低下、社会的サービスの低下などの事態が生じ、あらゆる面で負の循環に陥ることとなり、ひいては社会の活力や希望が失われ、将来への世代にツケを回す結果になってしまうことを銘記すべきである。

特に、資源の乏しい我が国においては、人材こそが資源、すなわち人的資本であり、資源への投資である教育は、社会の活力増進のための原動力となることが期待されるため、この循環サイクルを促すような社会的システムの整備、とりわけ教育投資の充実が必要であると考えられる。

したがって、このような教育の公的性格からすれば、教育に関する費用については、家計による私的な負担だけに委ねるのではなく、公財政支出による公的な負担によって支えることが適当である。まさに、教育に関する公財政支出の充実、国民一人一人また社会全体にとって発展の礎となる「未来への先行投資」として、最優先に取り組むべき課題である。

なお、教育に対する負担との相関関係（費用対効果など）についても、国内外において徐々に研究成果が蓄積されつつある<sup>\*3</sup>。例えば、海外の研究では、教育への財政措置を拡大した場合に、GDPを押し上げるなど経済成長につながるといった研究結果も存在する<sup>\*4</sup>。社会経済的環境が異なる我が国でこのような例が直ちに妥当するかについては、精査が必要であるが、我が国でも研究機関や行政機関において同様の調査研究を一層推進していくことが重要である。

---

\*3 参考：文科省委託調査 平成21年3月 教育改革の推進のための総合的調査研究

「教育投資の費用対効果に関する基本的な考え方及び文献の収集・整理」

注：約140種の論文等の内容を分析

\*4 参考：・「Economic Modelling of Improved Funding and Reform Arrangements for Universities」

Universities Australia (2009)

・「Constructing Knowledge Societies:New Challenges for Tertiary Education」World Bank (2002)

・「The Well-being of Nations」OECD (2001) など

### ③教育安心社会実現に向けて

#### 【懇談会からのメッセージ②】

- ・全ての子どもたちが安心して教育を受けることができる「教育安心社会」の実現が是非とも必要である。
- ・具体的には、2つの安心(公教育の負担の安心、公教育の質の安心)の保障に向けた施策の充実が必要である。

「教育安心社会」とは、全ての子どもたちが安心して教育を受けることができる社会である。教育の安心には、概ね以下の通り、2つの側面に大別できると考えられる。

#### (ア) 公教育の負担に対する安心

どんなに学校や地域、家庭で基礎学力の向上や道徳教育などの充実策が図られても、家庭の経済的な事情により、そもそも教育を受ける機会が十分に得られないのであれば目的の達成は難しい。

したがって、教育の質の充実とともに、家庭の経済的な事情にかかわらず、子ども一人一人が等しく教育を受ける機会の保障の両面の環境整備が必要である。また、実際上の問題として、教育については、時間的制約や金銭的な制約により、再度受け直すことが簡単ではないという特徴もあるため、なおのこと教育の機会均等が必要であると考えられる。

特に、近年にあっては、高度成長期が終焉し雇用の総量が拡大しない中で人生前半における生活上のリスクが高まるとともに、教育に関する家計の負担は、公的な負担と比較して、年々重くなってきている状況である。さらには、昨今の経済情勢の悪化によって、その傾向に拍車がかかり、教育に関する不安が増大することが想定される。

そもそも、国際的にみても我が国は教育への公財政支出が最低レベルであるという事実があり、「社会の宝」である子どもの教育は、全体の活力の原動力であるにもかかわらず、その負担は子どものいる家庭に強いている割合が大きいということが実情である。

このような状況において、教育に関する家計の負担が大きいままにして

しまうと、少子化の流れを止めることができないこととなるとともに、教育の階層間格差や貧困の再生産につながり、若者の再チャレンジの機会を奪うことにもなりかねない。

このため、公財政支出による教育費の充実により教育に関する家庭負担を軽減することが求められる。その際、教育費の公財政支出は、設置主体の別を問わず学校の運営費に対する予算措置（機関補助）と個人の教育費に対する予算措置（個人給付）があり、この双方がそれぞれ達成すべき政策目標に応じて適切に補完し合っていくことが必要であることに留意することが重要である。

なお、軽減方策の実施に当たって税金を投入する以上は、施策の趣旨について国民の十分な理解を得ることが重要であるため、施策の十分な説明はもとより、モラル意識の向上に向けた取組や奨学金延滞額の抑制を図る措置を講じるなど制度に対する信頼を得ることも重要である。

### (イ) 公教育の質に対する安心

昨今の教育をめぐる状況として、核家族化や地域のつながりの希薄化などの傾向、また、子どもの学ぶ意欲や学力の低下、いじめや不登校といった問題行動など公教育や社会全体として次世代を育む力の弱体化など様々な課題が噴出しており、不安の増大が懸念されるため、一刻も早くそれを解消することが必要である。

したがって、家計負担の軽減方策の充実による教育の負担に対する安心の確保だけでなく、同時に、各家庭で生活のために必要な習慣などを身につけさせることや、学校・家庭・地域が一体となって学習意欲・学ぶ習慣を育むことにより、塾に頼らずとも質の高い教育が受けられるような環境整備を総合的に行うこと、また各取組を学校任せではなく地域や家庭の理解協力を得ながら行うことが重要である。

このため、例えば、

#### ○地域の教育力の向上、家庭教育への支援

(学校支援地域本部やコミュニティ・スクールの推進、経済的負担の軽減のみならず、教育力の低下が懸念される家庭に対する関係機関と連携した総合的な支援など)

#### ○新学習指導要領の着実な実施による学力向上

(将来への志や学習意欲を持たせるための取組、習熟度別少人数指導・補足的な学習など個に応じた指導の充実、理数教育や外国語教育の充実など)

#### ○規範意識の向上

(道徳教材の整備、道徳教育推進教師を中心とした指導体制、全ての教員が協力して道徳教育にあたるための学校毎の道徳教育全体計画の作成など)

#### ○いじめ・不登校対策

(いじめ等問題行動を起こす児童生徒への毅然とした指導の促進、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組、外部の専門家などからなる「学校問題解決支援チーム」の活用、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用など)

#### ○教員の資質の向上、子ども一人一人に向き合う環境づくり

(一般教員のみならず校長や教頭などの管理職を養成するための取組、頑張る教員への処遇などによる教員のインセンティブ向上、必要な教職員数の十分な確保など学校のマンパワーの充実や学校の事務処理体制の強化など)

#### ○学校の経営基盤の強化、組織運営体制の確立

(学校評価を中心としたPDCAサイクルの一層の推進による、保護者、地域の理解協力を得ながらの不断の改善努力の推進、学校の組織運営の改善など)

#### ○特別支援教育の推進

(幼・小・中・高等学校における特別支援教育支援員の配置、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた個別の指導計画及び教育支援計画の作成、外部専門家を含めた教員の専門性向上、交流及び共同学習の実施等を通じた障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解の促進など)

#### ○大学等の教育力の強化と質保証

(各大学における教育内容・方法の改善や学修成果を的確に判定する成績評価システムの導入・普及、大学間連携の促進など)

#### ○安全・安心な教育環境、質の高い教育環境

(教育施設の耐震化、インターネットの利活用をはじめ学校の情報化の充実など)

など教育振興基本計画に盛り込まれている諸方策を着実に実行していくことが必要である。

その際、格差の再生産や固定化の懸念を払拭し、誰もが夢と希望の持てる持続可能な社会の実現を達成するという観点に立てば、子どもや家庭の社会的・経済的事情にかかわらずセーフティーネットとして十分な教育が受けられるようにし、一人一人の自立や社会参加に向けた主体的な取組を促進することが求められる。

このためには、一人一人の教育的ニーズを把握して、生活上又は学習上適切な支援を行うことが必要であり、家庭の経済的状況や子どもの学力の状況に応じて経済的負担の軽減（前出）や個に応じた指導を行うのみならず、家庭や地域社会などの教育的環境、障害のある子どもや外国人児童生徒などについての特別なニーズ等をも勘案して、関係機関や地域社会全体と連携した総合的な支援を行うことが重要である。このような取組を通じて、全ての子どもが「何のために学ぶのか」、「将来どのような職業に就くか」、「どのようにして生きるのか」、などを実感しながら、意欲を持って学べるような教育体制の充実を図ることが重要である。

そして、これらの取組が実効的なものとなるよう、国としても、義務教育費国庫負担金、大学等の基盤的経費、学校施設の整備費の充実といった必要な予算を十分に確保しつつ、各自治体等への支援を検討していく必要がある。

これらの取組が有機的に機能することにより、はじめて、誰でも努力すれば報われる公正で活力のある真の安心社会が実現するものと考えている。

## (ウ) 安心の実現に向けた検討について

以上の2つの安心を保証するための具体的な施策の在り方については、安定財源の確保や家計による私的な負担と社会全体による公的な負担の在り方に留意しつつ、現在の家計負担と関連施策の現状を分析しつつ、各学校段階毎の特性を踏まえ、検討することが課題である。

また、家計負担、公財政支出だけでなく、地域・家庭・企業等で教育を支える仕組み（例えば、前出の学校支援地域本部、コミュニティ・スクールのほか、ボランティア活用への支援、民間団体等の自立的・継続的活動の支援、社会における寄付文化の醸成など）もあわせて検討し、教育の質と負担の両面において、社会全体で支え合う環境の醸成を図る必要があると考えられる。

さらに、既に述べた教育の重要性やこれに伴う公財政支出の充実については、国民全体の理解を得るべく努力すべきであることは、言うまでもない。

本懇談会では、昨今の経済情勢の急激な変化により、経済的理由により教育の機会が奪われる児童生徒学生が出ないようにする観点から、特に家計負担の軽減に着目して整理することとしたい。

## (2) 家計負担と関連施策の現状

### ① 家計負担の現状 (参考資料編P. 35～P. 39を参照)

我が国の教育費に関しては、国際的に比較して、公費負担が少ない反面、教育費に占める家計負担の割合が大きいことが特徴である。例えば、教育に対する公財政支出の対GDP比はOECD加盟国の中で最下位であり (OECD平均5.0%、日本3.4%)、学生等一人当たりの公財政支出も、アメリカなど先進諸国と比べて低い状況である。また、我が国における高齢者に対する社会保障に関する給付・負担と比較しても、若年層に対する教育サービスに関する給付は少ない反面、負担は大きいという分析もある。その結果、実際に教育費が世帯収入の3割以上に上るケースや低所得者層において教育費負担が重くのしかかっているケースが指摘されている。

特に、就学前教育段階と高等教育段階において、家計負担の高さが顕著である。

就学前教育については、収入が比較的少ない若い世代が働きながら子どもを幼稚園等に通わせたりすることが経済的に相当の負担がかかっていることが考えられ、意識調査の結果、幼稚園費等の軽減に対するニーズが強いことが明らかである。

また、高等教育段階については、大学の授業料が国公立を問わず年々上昇している中で、学生の生活費の負担もしながら子どもを大学に通わせることは、家計に相当の圧迫を与えていることが容易に想定される場所であり、例えば、子ども2人が同時に大学教育を受ける場合、その教育に係る費用負担は可処分所得の約3分の1に上るという試算がある。さらに、大学の中途退学者のうち経済的理由で退学する学生は約16%、7,715人 (平成21年3月20日現在) に上るなどの調査結果も報告されている。

一方、義務教育段階においては、戦後最長の景気回復局面にあったにもかかわらず就学援助を受ける生徒数が増加基調にあることや、経済状況の急変を受けて都道府県立高校の生徒のうち授業料を滞納する生徒は0.4%、8,245人、私立高校の生徒のうち授業料を滞納する生徒は0.9%、9,067人 (いずれも平成20年度末) に上るなど、経済的な理由によって子どもを就学させることが困難な家庭が増えている。

また、家計全般の状況については、世帯所得のジニ係数、相対的貧困率、年間労働所得150万円以下の労働者の割合、いずれの統計でも、所得格差が緩やかな拡大を示している。

## ②親の所得等が子どもの教育等に及ぼす影響（参考資料編P. 40～P. 42を参照）

生徒の社会経済文化的背景と学力、保護者の所得と子どもの教育等との関連を示すデータとして、例えば、以下のものがある。

- 生徒の社会経済文化的背景（詩集や絵画等文化的所有物の有無、勉強机、辞書等の有無に関する学習リソース、保護者の最終学歴、職業等）と学力との間には、諸外国に比べて影響が弱いものの相関関係がみられる、
- 親の職業、学歴や家庭の文化的背景（ニュース番組を見る等）に応じて学習時間や学習の好き嫌いに差がみられる、

これらのことから、親の社会的背景や文化的背景などによって学力や学習意欲等に差がみられることが分かる。このことは、各家庭においてどのように教育や文化に関心を持っているかによって子どもの教育にも影響を及ぼすことも示唆しており、必ずしも所得の多寡に連動するものではないが、一方で、

- 親の所得が少ないほど子どもの大学進学率が低く、逆に就職する割合が高い、
- 親の所得が高いほど子どもの学力調査の結果が高い、
- 就学援助を受けている児童生徒の割合の高い学校の方が平均正答率が低い傾向、
- 中卒・高卒におけるフリーター比率は高く、年々増加傾向にある。（増加率は大卒と比べても高い。）

といったように、親の所得によって子どもの進学機会や学力に差がみられるデータや最終学歴によって職業が異なるデータも存在する。

このように、子どもの教育に影響を与える家庭的要因は、様々なものが考えられ、相互に関連しているなどその態様は一様ではないことが想定されるが、所得をはじめとした様々な家庭環境の差異が子どもの進学機会や学力の差、意欲の差を通じてやがては子どもの職業や生涯賃金などにも影響するとすれば、それが次世代に連なることとなり、階層間格差の固定化、あるいは、貧困の世代間連鎖につながることを懸念される。そのような夢と希望の持てる者と持てない者が2極化するような状況は、公平公正な状態とは言えず、一刻も早く解消しなければならない。特に、既に述べた家計による教育費負担の重さを勘案すれば、昨今の所得格差の拡大は、貧困の世代間連鎖を更に助長することになるのではなかろうか。

もとより、進学先や職業の選択は、個人の意欲・努力・能力によるべきものであるが、例えば、

- 経済的なゆとりがあれば子どもの就職よりも進学を望む割合が、年収が少ない層ほど高い

といったデータにもあるように、現状を変えたいという層も少なからず存在する

ことからすれば、子どもの努力や能力を発揮する機会は、誰もが等しく与えられるような環境整備が必要不可欠である。すなわち、各家庭の経済的・社会的な事情にかかわらず、子どもの学習意欲を増進させ、確かな学力を身につけさせるような教育の質の充実とともに、親の教育費負担を軽減させる取組の両方が同時に必要である。

### ③家計負担軽減のための施策の現状

これまでも、国と地方公共団体、学校法人等においては、すべての者がその能力に応じて誰もが安心して教育を受けられるよう、例えば、下図に示すように家計の負担を軽減するために種々の方策を行ってきた（参考資料編P. 32参照）。

- **就学前段階：地方公共団体による就園奨励費補助**  
※地方公共団体が行う就園奨励事業に対して、国が3分の1以内を補助
  - **義務教育段階：国公立学校における授業料の不徴収**  
**教科用図書は無償給与**  
**低所得者に対する就学援助**  
※ 学用品、学校給食、修学旅行費等
  - **高等学校段階：全都道府県による公立高校授業料の減免措置**  
**全都道府県による奨学金事業**  
**全国立大学附属高校による授業料減免措置**  
**各私立高校による授業料の減免措置**  
※ 私立高校が行う減免措置への都道府県の補助に対して、国が2分の1以内を補助
  - **大学・大学院段階：(独)日本学生支援機構等による奨学金事業**  
※無利子、有利子  
・**全国公立大学、各私立大学による授業料減免**  
※国公立：各大学が行う減免措置に対して、国立大学法人運営費交付金の算定や、地方財政措置において考慮  
私立：各大学が行う減免措置に対して国が2分の1以内を補助  
・**給与型の経済的支援**  
※TA（ティーチングアシスタント）や  
RA（リサーチアシスタント）等
- ※ その他、税制措置として、扶養控除、授業料等の消費税非課税、福祉政策上の措置として、生活保護、児童手当や保育所における保育料軽減など

さらには、昨年来の我が国の経済情勢、雇用情勢の悪化にともない政府が先般取りまとめた「経済危機対策」においても、経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援が盛り込まれたところである（参考資料編P. 33参照）。

今後とも、安定財源を確保の上、国民が実感できる家計負担の軽減に向けて、現在行っている施策の充実はもとより、更なる政策展開を検討し、可能なものから速やかに実行していくことが必要不可欠であると考えられる。

### 3. 各学校段階での方向性

以下、必要な財源を確保するとともに、社会的なコンセンサスが得られることを前提に、今後、重点的に実施する施策の例を挙げる。

#### (1) 幼児教育段階について

##### 【基本的方向性】

生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培うという重要性等を踏まえ、恒久措置として、希望する全ての3～5歳児が無償で幼児教育を受けられるようにする。

##### 【施策例】

○幼稚園就園奨励費補助制度の拡充による無償化等の実現  
(国の負担の明確化等も含めて検討)

幼児教育については、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う重要なものであることが教育基本法等の改正により法律上明確化され、質の高い幼児教育を全ての国民が享受できる環境づくりの必要性が高まっている。

また、幼児教育の効果は、各種研究によれば、犯罪の減少や所得の増大につながるなど社会経済全体に及ぶことや、教育投資に対する収益率に関しても他の学校段階よりも高いといった指摘もある。また、少子化対策の観点からも、子育て家庭の負担軽減は喫緊の課題であること、さらには、諸外国でも幼児教育の無償化に取組み、公財政支出を増加している状況である。

これらを踏まえ、全ての国民に幼児教育にアクセスできる機会を実質的に保障することが適当であり、文部科学省の「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」（中間報告）においても無償化の提言が打ち出されたところである。

このため、今後、幼児教育の無償化について、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」に基づいて、財源確保方策等とあわせて検討を進め、その実現を図る。無償化が実現するまでの間においても、幼稚園就園奨励費補助制度の拡充などにより、幼児教育に関する経済的負担を軽減するなどの措置を講じるべきである。

## 【参考】

### ○「経済財政政策の基本方針2009」（骨太の方針）（抄）

#### （2）安心社会実現の道筋

- ・上記の生活安心保障を再構築する取組を、中期的に下記の3つの局面に沿って同時に進める。その際、新たな費用負担を伴う施策については、国民の納得が得られるよう税制抜本改革を実施する前までに、改革内容や費用額を具体的に明らかにする。あわせて、格差の是正・固定化防止等の政策で、少子化対策に含まれる政策については、「中期プログラム」の枠内での確立・制度化を検討する。

#### ①安心再構築局面（2009～2011年度頃）

- ・幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策とあわせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。

### ○「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」（平成20年12月 閣議決定）

消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療、及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てる。

## (2) 義務教育段階について

### 【基本的方向性】

義務教育の根幹（機会の均等、水準確保、無償制）を踏まえ、授業料、教科書等以外の教育費（学用品、修学旅行費等）についても、低所得者層（※）の家庭の児童生徒については、各市町村の財政力に左右されず就学援助を支給できるようにする。

※生活保護の受給対象相当及びそれに準ずる世帯

（イメージ：年収おおむね350万円以下 ※P.25参照）

### 【施策例】

- 各市町村が行う就学援助への援助に係る地方財政措置の増額
- 就学援助の対象範囲の拡大（生徒会費、部活動等）
- 就学援助の認定基準の考え方・在り方の検討 等

小学校、中学校、特別支援学校の小学部、中等部における教育は、いうまでもなく義務教育として、国民一人一人の幸せな人生の実現の根幹であるとともに、国や社会の発展の基礎である。このため、国民全てが十分な教育を受けられるよう、①機会の均等、②水準確保、③無償制が必要である。

このため、家計の教育費負担については、授業料や教科用図書が無償となっているとともに、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対しては、学用品費、体育実技用具費、新入学時の学用品費、通学費、通学用品費、修学旅行費、学校行事としての校外活動費、学校給食費などについて各市町村において就学援助が行われている。

就学援助のうち、生活保護の受給対象に相当する要保護者への援助については、国はその経費の2分の1を補助している。また、要保護者に準ずる者（準要保護者）への援助については、各市町村が認定基準を定め実施しており、国もその経費を補助していたが、平成17年度より、国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、市町村が単独で実施することとなったところである。

しかしながら、地方財政措置が大きく不足し財政難に陥ってきている市町村が

でてきていることなどの理由から、市町村の財政力の格差が特に準要保護者に対する就学援助の支給の格差につながっているといった指摘もあり、昨今の急激な経済状況の悪化に伴い、支給の充実を求める声が更に高まっている。

この問題をそのまま放置すると、市町村による就学援助が適切になされないという社会的不安につながるおそれもあることから、国として、市町村による就学援助が充実するよう、新たな対策を講じることが求められる。具体的には、各市町村が定めている準要保護者への援助に係る認定基準など実態を把握した上で、生徒会費や部活動に要する経費など現行の制度でカバーできていない部分への対応や認定基準の考え方・在り方及び地方財政措置の増額など必要とされる財源に対する国による財政支援の在り方について検討することが必要である。

### (3) 高等学校段階について

#### 【基本的方向性】

義務教育ではないが、進学率が98%に達する「国民的な教育機関」となっていることを踏まえ、教育の機会均等を図る観点から、授業料等の負担軽減を図る。特に低所得者層（※）の家庭の生徒については、高校生が家庭の経済状況に左右されずに安心して学業に専念できるよう、新たな修学支援方策について検討する。併せて、私立高校に通う生徒に対する手厚い負担軽減策を講じる。

※生活保護の受給対象相当及びそれに準ずる世帯

(イメージ：年収おおむね350万円以下 ※P25参照)

#### 【施策例】

- 授業料減免の拡充（例：減免対象の拡大）
- 奨学金事業の充実・改善（例：支給対象の拡大、入学関係経費の支援等）
- 私立高校生の授業料の負担を軽減
- 家庭の経済状況に左右されずに安心して学業に専念できるようにするための新たな修学支援方策

高等学校教育については、それが義務教育ではないことから制度上直ちに無償性が要求されるものではなく、また、私立学校の占める割合の大きいことを踏まえ、負担の公平性の観点から、公立学校進学者についても、一定程度の授業料の負担が求められている。

他方、現在、高等学校は約98%の子どもたちが進学する国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものとなっているとともに、機会の均等の要請が一層強まっていることから、今後、教育費については社会全体で負担していく方向で諸施策を充実していくことが適切であると考えられる。

もともと、この場合であっても、高等学校教育は、国家・社会の形成者として必要な国民としての資質を育成するため教育内容の共通性が一定程度求められる義務教育と比較して、多様な能力・適性、関心、希望に応じた教育を行う性格が強い教育段階であることを考慮すると、高等学校で学習することに際して受益者

としての負担を全く求めないこととすることが、高等学校に進学しない生徒との公平性の観点などからみても適切かという根本的な課題がある。

また、仮に、この課題が整理されたとしても、現下の厳しい財政状況を踏まえれば、高等学校の教育費全てを公財政支出に委ね、無償化を図ることは現時点では必ずしも適切ではないと考えられる。

このため、教育を受ける機会を実質的に確保する観点からは、当面は、低所得者層を対象として重点的に支援することが適切である。

現行制度においても、平成17年より生活保護の生業扶助の中で高等学校就学費（授業料、通学費、入学料等）として支給しているほか、都道府県による奨学金貸与事業や授業料減免制度等を行っているところであるが、現下の厳しい経済状況も勘案し、家庭の経済的困窮を理由に修学機会が奪われることの無いよう、一層の施策の充実を図る必要がある。

具体的には、低所得者層（※生活保護の受給対象相当及びそれに準ずる者）を対象に、

- 授業料減免の拡充（例：減免対象拡大）
  - 貸与制奨学金事業の充実（例：対象拡大）
  - 私立高校生の授業料負担の軽減
- などを図る必要がある。

さらに、低所得者世帯の高校生を対象に、入学金や教材費など学業生活を送る上で必要不可欠な教育費の負担を軽減するための新たな修学支援方策について、義務教育と高等学校教育との関係や安定財源確保の問題などを踏まえつつ検討し、可能なものから速やかに実行していくことが必要である。

また、民間団体が行う奨学金事業の活性化を促すことも必要である。

#### (4) 大学・大学院段階について

##### 【基本的方向性】

- 学術の中心として高度の教育研究を行うことにより、高度人材の輩出と研究成果の還元の両面で社会貢献を行うという性質を踏まえ、大学等の教育条件の維持向上や経営基盤の安定化等を図るとともに、意欲と能力のある学生を支援する。
- 公教育の機会均等を図るという観点から、授業料や入学金の負担軽減を図るとともに、家計に応じたきめ細やかな負担軽減策を講じる。特に、低所得者層(※)の家庭の学生については、手厚い負担軽減策を図る。

※生活保護の受給対象相当及びそれに準ずる世帯

(イメージ：年収おおむね350万円以下 ※P.25参照)

- また、大学院段階では、高度の人材養成の観点から、TA・RA等を通じた実質的給与型の経済的支援の拡充を図る。  
(実質的な経済的支援として月額15万円以上の支援を受けるTA・RA等(博士課程の10.4%(2006年))を大幅拡充)
- 併せて、学生が将来の経済的負担の見通しをあらかじめ立てられることにより安心して学習や研究に打ち込めるよう、進学に係る「ファイナンシャルプラン」を計画できるようにするための必要な環境整備を行う。
- 地方大学の運営支援を通じ、地方の学生が進学機会を確保できるようにする。

##### 【施策例】

- きめ細かな負担軽減策の実施
  - ・ 家計基準に着目した負担軽減策の実施  
例：授業料の負担を軽減、  
低所得世帯に対する授業料や入学金の減免措置の拡充、  
奨学金貸与人員の増
  - ・ 給与型の経済的支援の拡充(大学院段階)  
例：大学院を対象とする競争的資金において、TAやRAの雇用を義務付けるなど雇用を伴う新たな給付型経済的支援の仕組みを検討
- 進学に係る「ファイナンシャルプラン」の作成支援  
例：進路選択時における奨学金制度等に関する情報の提供、  
インターネットで奨学金貸与額等が試算できる仕組みづくり、  
大学の相談体制の整備  
卒業後における経済的理由による返還猶予者等に対する減額返還
- 地方大学の運営への支援  
例：基盤的経費の充実、  
地域における大学間連携・協同の推進、  
教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設、  
大学の経営基盤の安定化への支援

大学は、学術の中心として高度の教育研究を行うことにより、人格の形成、能力の開発、知識の伝授、知的生産活動、文明の継承など多岐にわたって、中等教育後の様々な学習機会の中にあってその柱となり、社会を先導していく役割が期待されている。

すなわち、教育面では、幅広い教養と高い専門性を備えた学生を社会に多く送り出すことのみならず、国際的競争が激しくなる中で各分野を牽引するリーダーシップを備えた人材を育成するという役割を果たしている。また、研究面では、人文・社会科学から自然科学まで全ての学問分野に及び、研究者の自由な発想による学術研究を通じて新たな原理現象の発見や解明を行い、環境問題、エネルギー問題といったような人類が抱える諸問題の解決に貢献するなど、国民生活や社会経済の発展に大きく寄与している。さらに、大学は、教育機会の提供、地域を支える専門人材の育成、産学連携による研究成果の還元等を通じて、地域の発展に多大の貢献を果たしており、地域の知的・文化拠点、又は地域活性化の拠点として、不可欠な役割を担っていることにも留意すべきである。このように、大学をはじめとする高等教育は、初等中等教育とは異なる公的性格を有している。

また、同時に、学生本人にとっても、高度な教育により知識ストックを蓄積し、今後のキャリア形成などにおいて役立てるという点で、高等教育は重要な意義を持つものである。

グローバル化が進み知識基盤社会が本格的に到来しようとしている現在、このような大学の役割はますます高まっており、各国が高等教育の充実にしのぎを削っていることを踏まえれば、我が国においても国家戦略として大学の教育研究を強化するとともに、意欲と能力のある学生が経済的な理由により進学を断念することのないよう、大学教育を受ける機会を保障するための施策の充実が喫緊の課題であると考えられる。

しかしながら、OECDの調査によれば、我が国の高等教育については、国際的に比較すると、公財政支出と比較して私費負担の割合が多く、「授業料も高く学生支援体制が比較的整備されていない国」として指摘されている<sup>\*5</sup>。大学の授業料は低廉であるヨーロッパや、授業料は高いが官民による奨学金制度が充実しているアメリカなどと比較しても、教育立国・科学技術創造立国を標榜する我が国としては、由々しき状況にあるといえる。

実際に、大学授業料が年々増加傾向にあるなか、低所得者に負担がのしかかっ

---

\*5 OECD「図表で見る教育（2008年版）」

ていることは明らかであり、各大学で行われている低所得者や成績優秀者を対象とした授業料免除措置の充実を早急に図る必要がある。さらに、民間団体が行う給付型奨学金事業の活性化を促すことも重要である。また、キャリアの将来性や在学中の生活保障がないことなどにより博士課程への進学者が理数系分野や医学系分野をはじめ各分野で減少傾向にあるといった問題も生じている。これらが原因で、社会に貢献すべき高度な能力を有する人材の輩出が妨げられているとすれば、それは学生本人のみならず社会全体にとっても大きな損失であり、緊急的な対応が必要である。

これらの状況を踏まえ、国公立を通じた高等教育機関の基盤的経費の充実強化による教育条件の維持向上や経営基盤の安定化を図りながら授業料の抑制に努めるとともに、授業料や入学金の減免措置の拡充や奨学金貸与事業の充実を中心に家計基準に着目した負担軽減策を推進し、大学院段階については、キャリアパスの提示や、優秀な大学院生をティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）として雇用すること等を通じた経済的支援を充実することが必要である。また、優れた研究能力を有し、大学等での研究に専念することを希望する者を「特別研究員」として積極的に採用し、生活支援も含めたトータルな経済的支援を引き続き行うことも重要である。

このような経済的支援と同時に、進学に係る経済的負担の軽減により進路選択が行え、また安心して学習や研究に打ち込めるようにするため、学生生徒等が進学に係る「ファイナンシャルプラン」をあらかじめ設計できるよう必要な環境整備を行うべきである。具体的には、奨学金制度等に関する情報を高校生等の進路選択時に提供するとともに、インターネットで奨学金貸与額等が試算できる仕組みづくりや各大学の相談体制の整備、経済的理由による返還猶予者等に対する減額返還を検討する必要がある。

また、優れた資質と能力のある学生に対する大学教育を受ける機会の保障の観点から、居住地によって大学進学機会が断たれることがあってはならないのは当然である。このため、地域における大学進学率の差異や国公立大学の設置状況にかんがみ、地方における進学機会を確保するため、基盤的経費の充実や、地域における大学間連携・共同利用等の推進、教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設、大学の経営基盤の安定化への支援など、地方大学の運営支援が必要である。

なお、高等学校等を卒業した者を対象に職業能力の育成等を目的とした教育を行うものとして専門学校がある。専門学校は、我が国の産業界を支える人材を育成するため、時代のニーズに合致した実践的、専門的な職業教育を行っており、我が国の中核的な職業教育機関として現場の第一線で活躍する人材を輩出し、進

学率は、約20%に達している。このような社会的意義を踏まえ、専門学校に通学する学生についても奨学金事業の充実などを通じて負担軽減を図ることが必要である。

以上の他にも、様々な論点について真剣な議論がなされたところであり、今後とも更なる学生支援の充実に向けた不断の取組を強く期待したい。

## 低所得者層の世帯（生活保護受給相当等）の年収イメージについて

### 【要保護世帯】

- ・ 4人家族（父44歳、母42歳、14歳と12歳の子ども2人）で東京都区部在住のケースの場合の生活保護基準年間250万円程度〔生活扶助基準約250万円＋ $\alpha$ （住宅・医療扶助等）〕を想定。
- ・ 家族構成は、平成7年人口動態統計を参考。
- ・ 地方在住の場合は、受給基準は低くなる。

### 【準要保護世帯】

- ・ 上記要保護の受給基準×1.3＝350万円程度を想定。
  - ※ 認定基準は自治体によって異なるが、生活保護基準の1.3倍以下として定めている例がある。
- 各学校段階の施策対象の低所得者層には、準要保護相当の世帯も含むとすれば、おおむね年収350万円以下の世帯がモデルとして想定される。
- なお、上記はあくまでイメージであり、実際の生活保護受給対象は、子どもの数、住所等によって異なる。さらに、準要保護者については、生活保護基準の1.3倍を想定して算出したが、自治体によっては、それと異なる認定基準を有している場合もある。また、各学校段階によって、授業料等教育に要する経費の実態は異なっているため、具体的な制度設計に当たっては認定基準の実態や各学校段階の特性等を十分把握して行うことが必要である。

#### 4. 今後の検討に向けて

以上、様々な提言を行ったが、真の教育安心社会を築けるかどうかは、一つ一つの施策を着実に実行できるかにかかっている。その意味で、文部科学省をはじめとする国の各機関においては、実現するためにはどうすればいいかといった視点に立って、必要な財源の確保も含めて、前向きかつ積極的な検討が進められることを期待している。

今回の検討においては、経済状況の悪化等の状況を踏まえ、家計の教育費負担の軽減に焦点を当てたが、今回の提言の具現化に際しては、授業料の軽減や奨学金の充実といった家計に対する直接的な補助だけでなく、国立大学法人運営費交付金や私立大学・高等学校等への経常費補助等といった学校に対する基盤的経費の充実を通じて、学校経営の安定化、及びその結果としての授業料の抑制といった施策もあわせて着実に進める必要がある。教育安心社会の実現に向けては、今回の緊急的な措置に引き続き、今後の学校のあるべき姿を考えていく中で、この点や教育の質の向上に関する諸施策について早急に検討する必要がある。さらに、これらを支える公財政支出全体の抜本的充実についても、OECD諸国の平均である公財政教育支出の対GDP比5%の水準を踏まえ、本格的に検討する必要があることを指摘しておきたい。

## 参考資料編



～ 参考資料目次 ～

教育安心社会の実現に関する懇談会について	31
教育投資の現状について	32
【参考】経済危機対策における教育費負担の軽減措置について	33
教育の費用負担について	34
参考データ	35
施策例の試算例	45
1. 幼児教育段階	
幼稚園就園奨励費補助制度の拡充による無償化の実現	46
2. 義務教育段階	
各市町村が行う就学援助に係る地方財政措置の増額	47
3. 高等学校段階	
授業料減免の拡充（減免対象の拡大）	48
奨学金事業の充実・改善	49
私立高校生の修学上の負担軽減	50
4. 大学学部段階	
低所得世帯に対する授業料減免措置の拡充（国立大学）	51
低所得世帯に対する授業料減免措置の拡充（私立大学）	52
奨学金貸与人員の増	53
5. 大学院段階	
T A ・ R A など給付型の経済的支援の拡充	54



## 教育安心社会の実現に関する懇談会 ～教育費の在り方を考える～

### 1. 趣旨

我が国が直面する難局を克服し立て直しを図るため、今こそ、教育の充実によって、未来に向けて明るく強い社会をつくっていくことが必要である。

とりわけ、現下の厳しい経済情勢においては、所得の格差の拡大や雇用不安も懸念される場所であり、そのような中、社会のセーフティネットとしての公教育の機会を確保する重要性が一層高まっている。

このため、意欲と能力のある誰もが安心して教育を受けることができるように、教育を受けるための負担の軽減を中心に、教育費の在り方について、大局的・中期的な視点から検討し提言を行うものである。

### 2. 懇談会メンバー

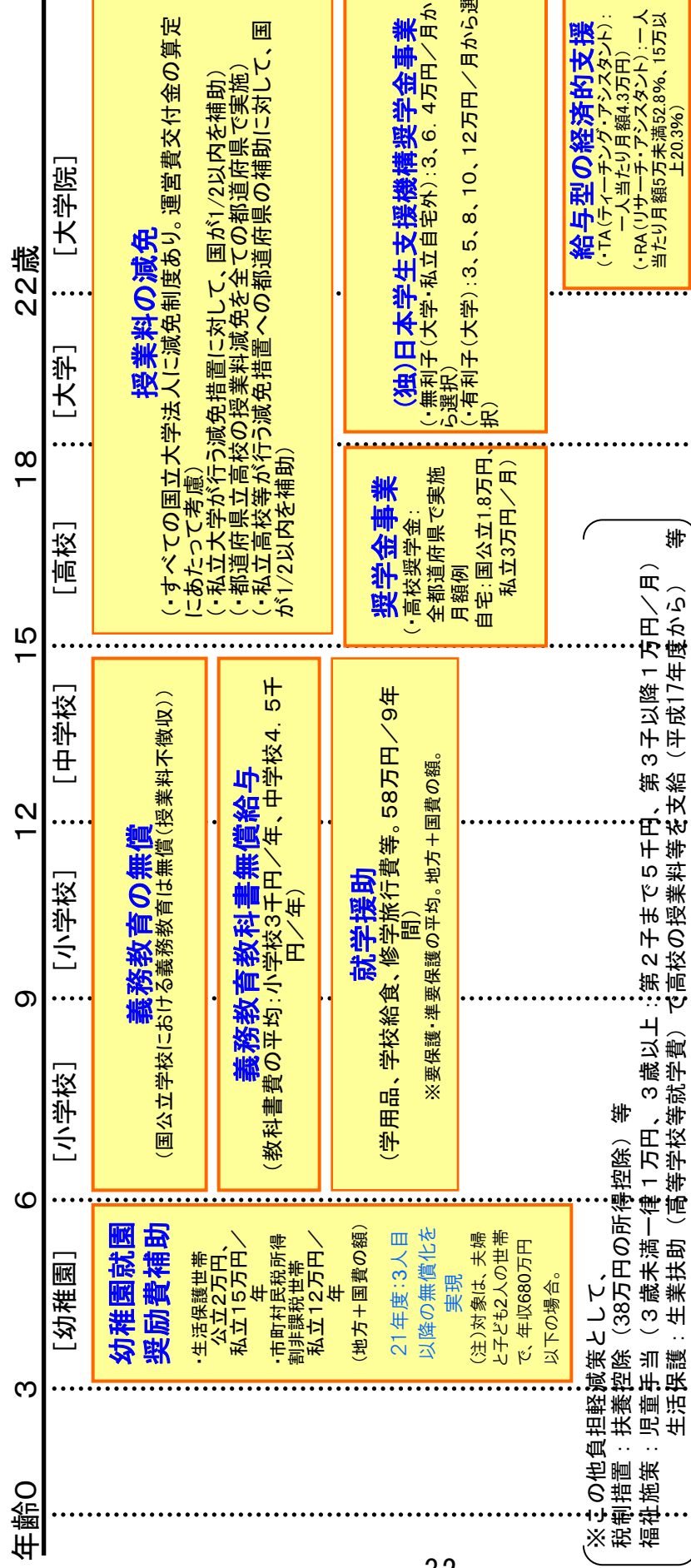
安西 祐一郎 氏	慶應義塾学事顧問・慶應義塾大学理工学部教授
門川 大作 氏	京都市長
木村 孟 氏	東京都教育委員会委員長
橘木 俊詔 氏	同志社大学経済学部教授
中村 邦夫 氏	パナソニック株式会社 代表取締役会長

### 3. 開催状況

5月25日（月）（第1回）	意見交換①
6月1日（月）（第2回）	意見交換②
6月17日（水）（第3回）	これまでの議論の整理
7月3日（金）（第4回）	これまでの議論のまとめ

# 教育投資の現状

## 年齢層別の教育費等の主な負担軽減策



学校への  
主な支援

義務教育費国庫負担金 1兆6483億円

国立大学法人運営費交付金 1兆1695億円

私立高等学校等経常費助成費等補助 1039億円

私立大学等経常費補助 3218億円

地方財政措置

※その他負担軽減策として、  
 税制措置:扶養控除(38万円の所得控除)等  
 福祉施策:児童手当(3歳未満一律1万円、3歳以上:第2子まで5千円、第3子以降1万円/月)生活保護:生業扶助(高等学校等就学費)で高校の授業料等を支給(平成17年度から)等

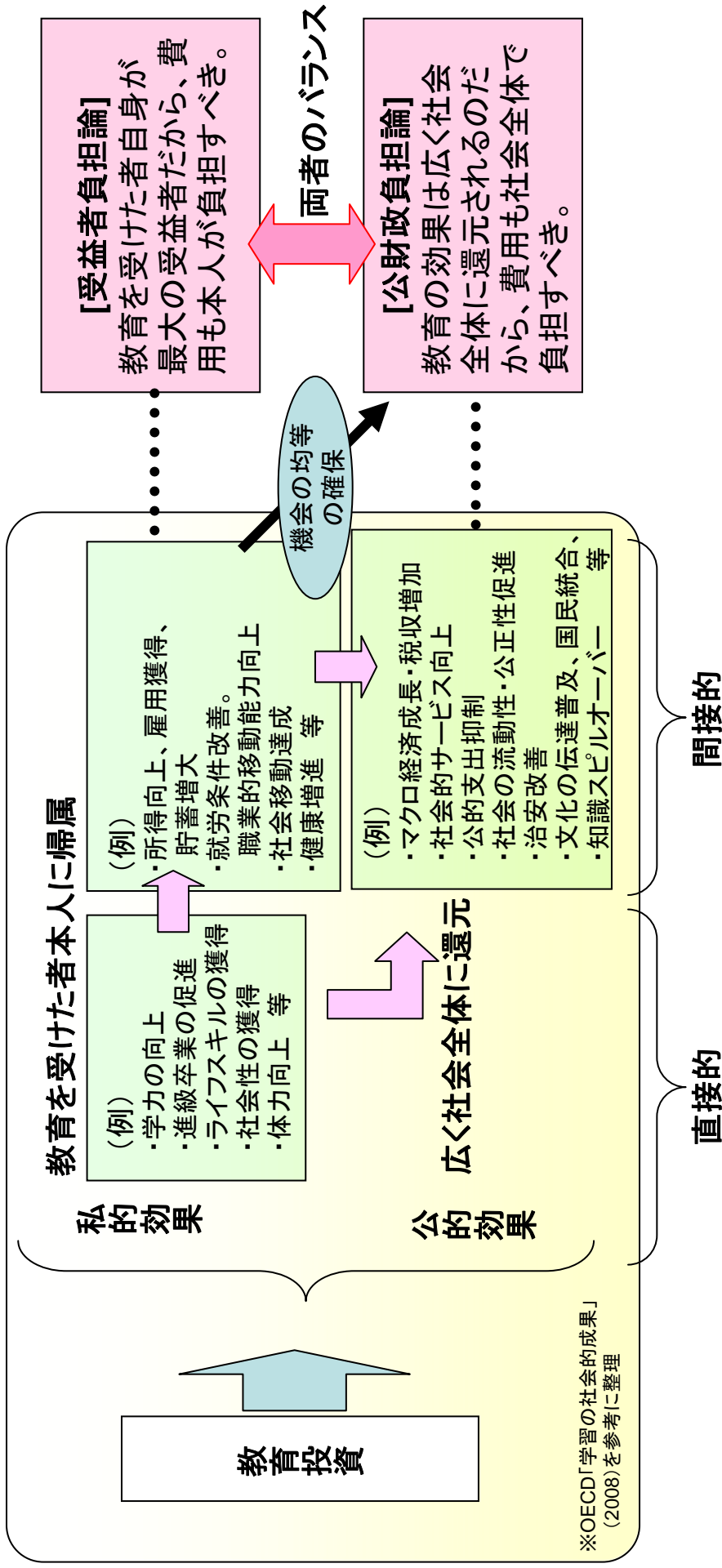
【参考】「経済危機対策」(平成21年4月10日 政府・与党決定)における教育費負担の軽減措置

区分	補正予算による対応			現状
	私立	公立	国立	
高等教育	授業料減免 出資金を活用した無利子融資枠の創設 〔日本私立学校振興・共済事業団出資金 110億円〕	—	—	私立大学経常費補助: 25億円 公立大学: 地方財政措置 国立大学: 運営費交付金の算定において考慮 ※H19実績 〔免除実績額: 269億円 免除者数: 8万人〕
	奨学金	家計急変学生に対する緊急採用奨学金の貸与人員を倍増(8,000人) 15億円 返還困難者に対して、10万人まで返還猶予が可能になるよう対応 10億円		(無利子奨学金事業) 貸与人員 34.4万人 (有利子奨学金事業) 貸与人員 80.4万人 ※H19実績 〔大学学部 80.6万人 大学院(修士: 7.1万人、博士 1.6万人)〕
高等学校	授業料減免 国: 新たな交付金 486億円 都道府県: 基金の設置	—	—	(私立) 都道府県 258億円 (H19実績) H19実績 (うち国庫補助 6.8億円) 17.1万人 H21~ 地財措置 20億円 (15.5%) (公立) 地財措置で考慮 (H19実績 22.4万人 (9.7%) 225億円)
	奨学金	今後3年間で家計急変等により修学困難になると見込まれる高校生(のべ約21万人)への経済的支援(授業料減免(私立)、奨学金)		H17年度より、10~15年間で総額2,000億円程度の資金を都道府県に交付 (H19実績 15.2万人 (4.5%) 440億円)
義務教育	就学援助	地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称) 約250億円		要保護者: 国の補助事業として実施 要保護者: H17より市町村事業として実施 〔H19実績〕 就学援助費総額: 921億円 (地財措置 281.5億円) 要保護児童生徒数: 13.2万人 〔要保護児童生徒数: 128.9万人〕
幼稚園	就園奨励事業	地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称) 約50億円 (経済悪化に伴う人員の増など)		保育料(全国平均) 294,000円)について一定の所得額以下の世帯に所得額に応じた就園奨励費を支給 (第2子以降保護者負担軽減) 第1子 1.0(約114万円) 第2子(同時就園) 0.5(半額 約7万円) 第2子(小1~3) 0.9(約12万円) 第3子 0.0(無償)

# 教育の費用負担について

教育 = 人生前半の「**社会保障**」 + **社会の活力増進の原動力** (将来への先行投資)

教育費用は誰が負担すべきか？

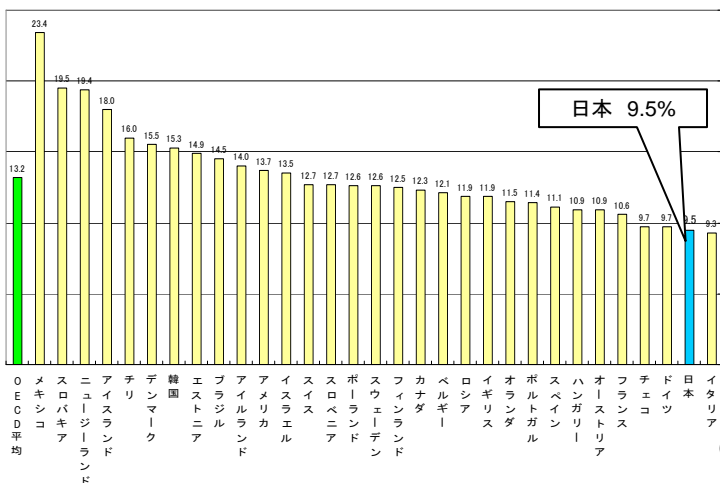


※OECD「学習の社会的成果」(2008)を参考に整理

論点 : 機会の均等の確保や社会の活性化に向けて、適切な公財政負担はどうすべきか？

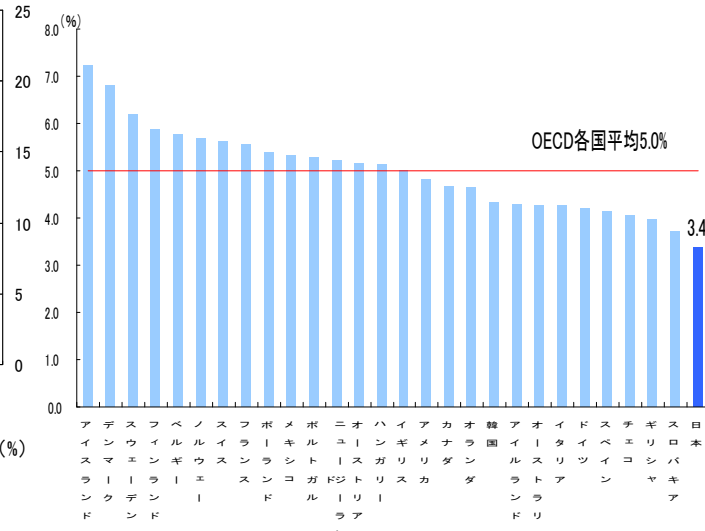
- 我が国は、教育に対する公財政支出が国際的にも低く、家計の負担割合が大きい
- 特に、就学前教育と高等教育段階における家計負担の高さが顕著

### ○各国の政府支出に占める教育支出の割合



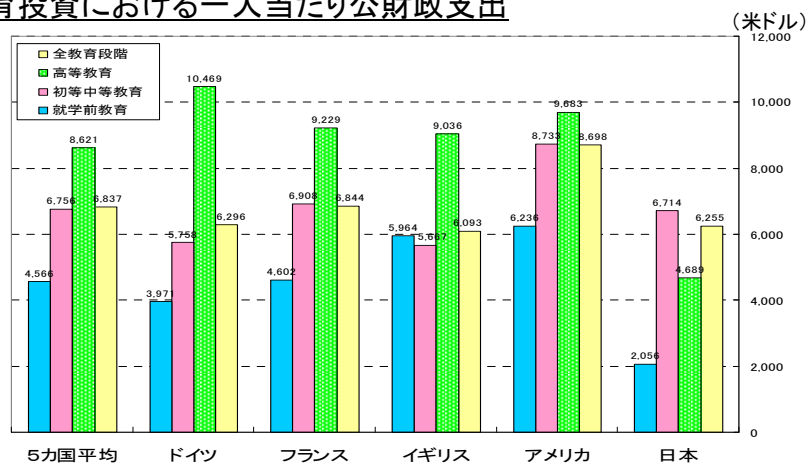
※OECD「図表でみる教育～OECDインディケーター2008」より作成

### ○教育費公財政支出の対GDP比の現状



※OECD「図表でみる教育～OECDインディケーター2008」より作成

### ○教育投資における一人当たり公財政支出



・OECDが「Education at a Glance 2008」作成のために収集したデータを元に文部科学省が推計。  
 ・教育機関に対する公財政支出(購買力平価により調整)を在学者数で除したものの。

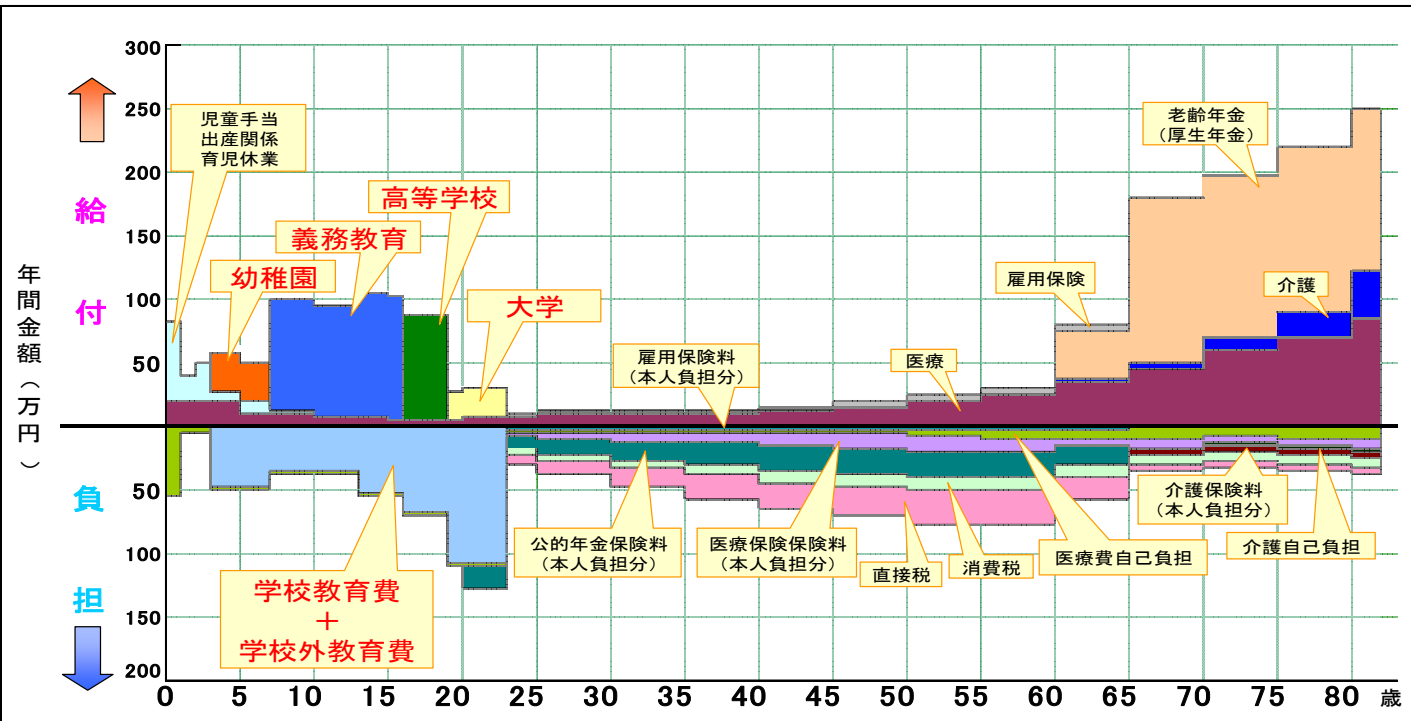
### ○教育費の公私負担割合の国際比較

	就学前教育			初等中等教育			高等教育		
	公財政支出	私費負担		公財政支出	私費負担		公財政支出	私費負担	
		私費計	うち家計		私費計	うち家計		私費計	うち家計
日本	44.3	55.7	38.4	90.1	9.9	7.6	33.7	66.3	53.4
アメリカ	76.2	23.8	x	91.0	9.0	x	34.7	65.3	36.1
イギリス	92.9	7.1	7.1	83.0	17.0	13.1	66.9	33.1	24.6
フランス	95.5	4.5	4.5	92.5	7.5	6.2	83.6	16.4	10.3
ドイツ	72.1	27.9	x	81.8	18.2	2.1	85.3	14.7	x
OECD平均	80.2	19.8	-	91.5	8.5	-	73.1	26.9	-

※OECD「図表でみる教育～OECDインディケーター2008」より作成

若年層への教育サービスに関する給付は少なく、負担は大きい

○ 一人の生涯から見た「社会保障」の給付と負担の姿

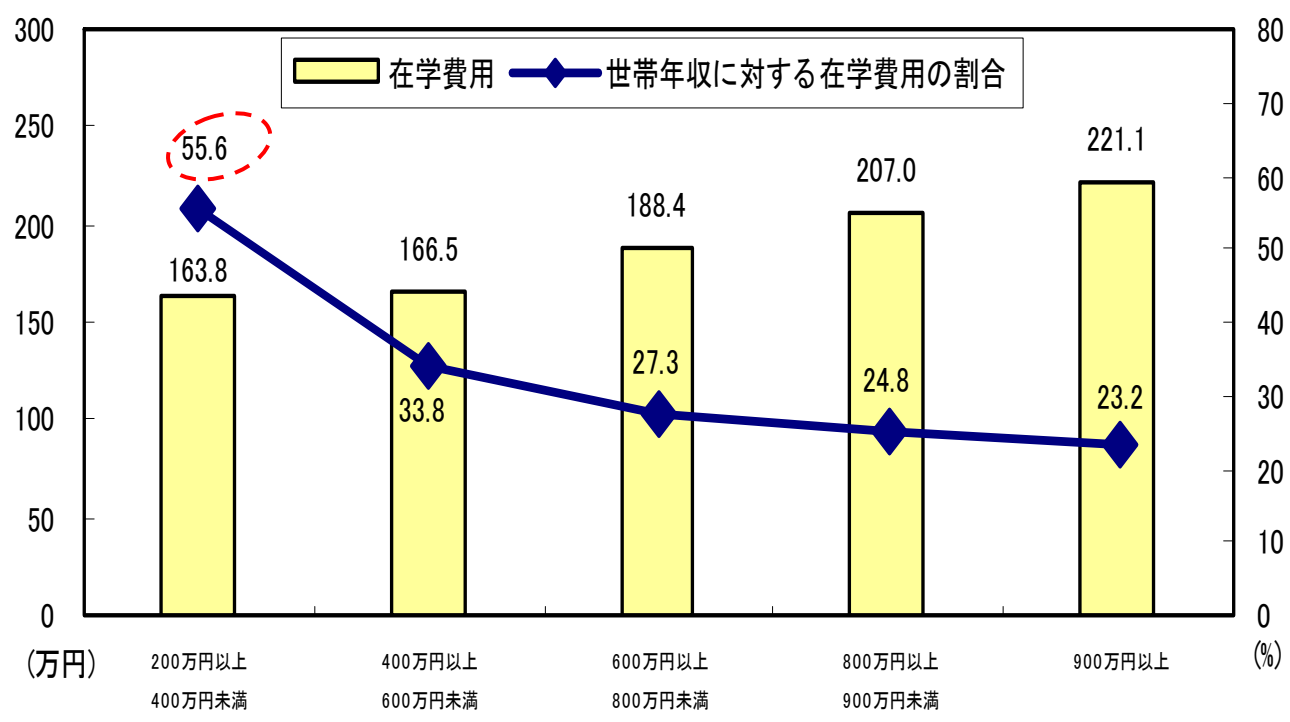


(平成21年4月17日教育再生懇談会 廣井良典委員(千葉大学教授)配付資料)

低所得層で教育費負担が重くのしかかっているケースが指摘

○ 年収階級別にみた世帯の在学費用と世帯年収に対する在学費用の割合

(小学校以上に在学中の子供全員にかかる在学費用と、その年収に対する割合)



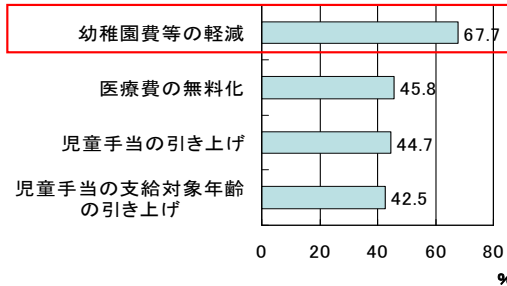
※日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査」(平成20年)より

# 就学前教育について、幼稚園費等の軽減のニーズが強い

## ○子育て家庭に対するアンケート調査結果

子どものいる20～49歳の女性のうち、少子化対策として「経済的支援措置」が重要だと考える人の7割が「幼稚園費等の軽減」を望んでいる。

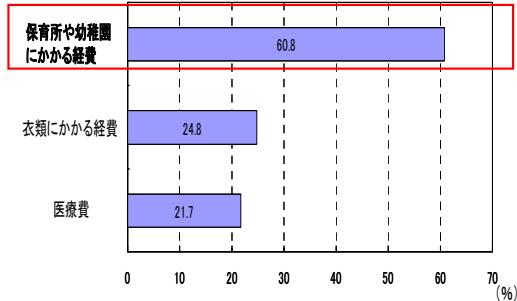
Q あなたは、少子化対策としての経済的支援措置として、具体的にどのようなものが望ましいと思いますか。  
(経済的支援措置が重要だと考える人に対する質問)



出典：内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」(平成17年3月)

子どもが幼稚園に通う世帯においては、子育て費用の負担感の内容として、6割以上が「保育所や幼稚園にかかる経費」をあげている。

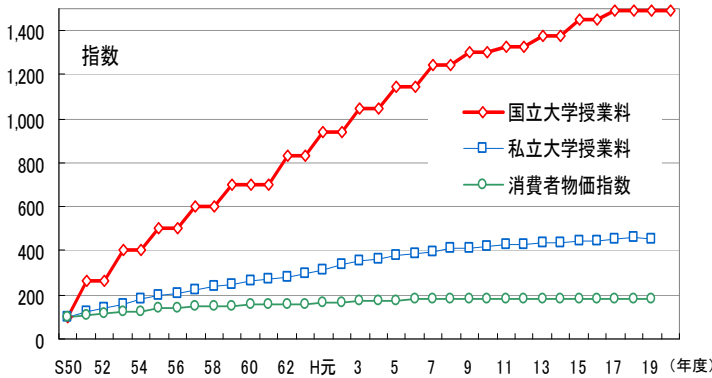
Q 負担感を感じる具体的な内容 (複数回答)



出典：厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」(平成17年度)

- 高等教育段階については、大学の授業料が国立・私立問わず年々上昇
- 子ども二人が同時に大学教育を受ける場合、その教育に係る費用負担は可処分所得の約3分の1に上る試算
- 大学の中途退学者のうち経済的理由で退学する学生は16%

## ○授業料と消費者物価指数の推移 (指数化後)



## ○各大学等の授業料滞納や中退等の状況

(平成20年度：21年3月20日時点)

(平成19年度末：20年3月31日時点)

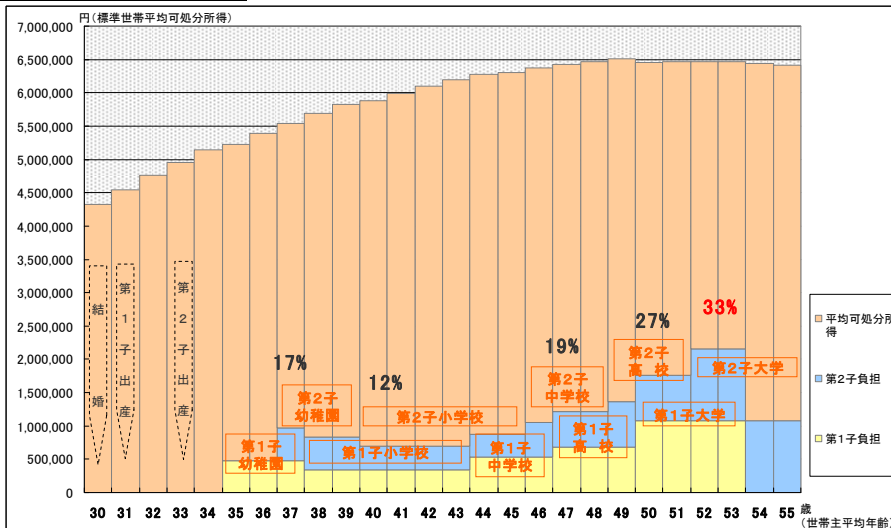
### ○中途退学者の状況

平成20年度は、19年度末に比べ、中途退学者総数に占める経済的理由による中途退学者の割合は1.6%増加。

- ◆平成20年度
  - ・中途退学者総数：49,394人
  - ・うち、経済的理由による中途退学者数：7,715人 (15.6%)

- ◆平成19年度
  - ・中途退学者総数：63,421人
  - ・うち、経済的理由による中途退学者数：8,893人 (14.0%)

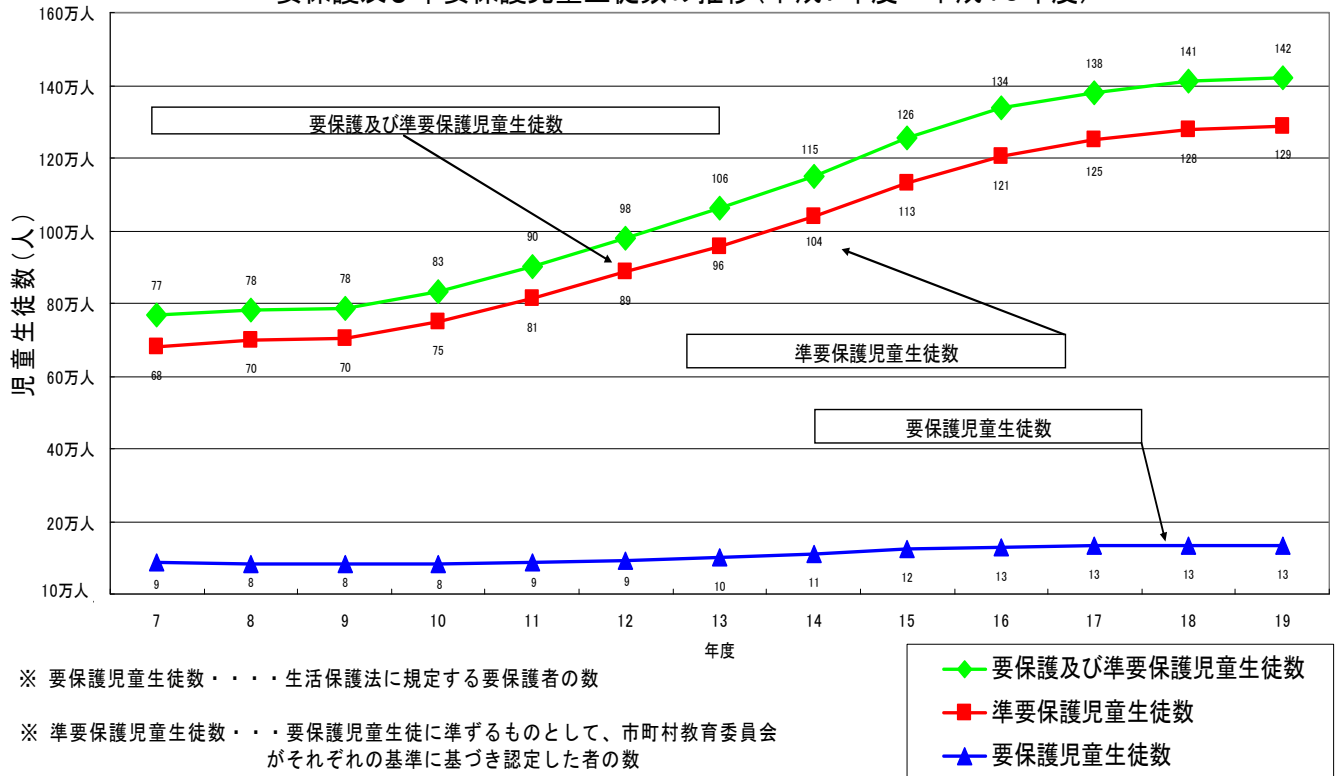
## ○家計に占める教育費負担



(「一人の生涯から見た「社会保障」の給付と負担の姿」をもとに文部科学省で推計)

## 義務教育段階では、就学援助を受ける生徒数が増加

この10年で要保護児童生徒数は約1.5倍、準要保護児童生徒数は約2倍に増加  
要保護及び準要保護児童生徒数の推移(平成7年度～平成19年度)



## 都道府県立高校において、授業料を滞納する生徒の割合は0.4%

○都道府県立高等学校・中等教育学校後期課程の授業料滞納等の状況  
(平成20年度末、平成19年度末とも出納整理後時点)

### 1. 調査結果の概要

平成20年度末は、19年度末に比べ、生徒総数に占める授業料滞納者の割合が0.1%増加。

- ◆平成20年度末
  - ・授業料滞納者数: 8,245人(0.4%)
- ◆平成19年度末
  - ・授業料滞納者数: 7,203人(0.3%)

## 私立高校において、授業料を滞納する生徒の割合は0.9%

○私立高等学校・中等教育学校後期課程の授業料滞納等の状況  
(平成20年度末:21年3月31日時点、平成19年度末:20年3月31日時点)

### 1. 調査対象校数及び有効回答数

- (1)調査対象:計1,328校  
高等学校1,316校、中等教育学校後期課程12校
- (2)有効回答:計1,323校(99.6%)  
高等学校1,313校、中等教育学校後期課程10校

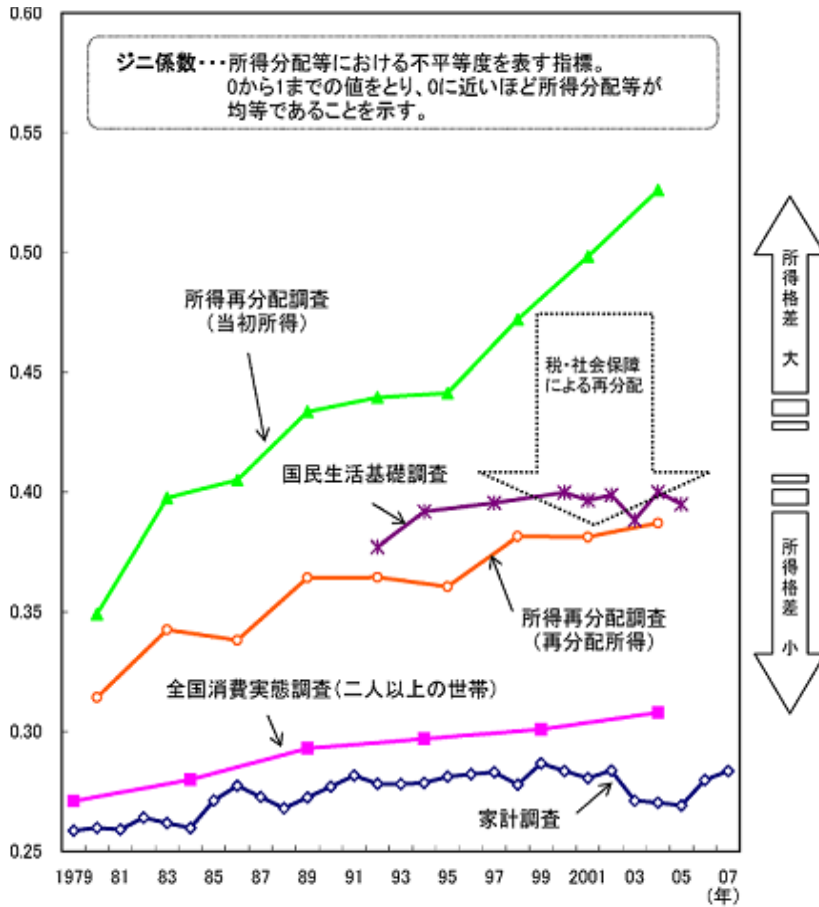
### 2. 調査結果の概要

平成20年度末は、19年度末に比べ、生徒総数に占める授業料滞納者の割合が0.1%増加。

- ◆平成20年度末
  - ・授業料滞納者数: 9,067人(0.9%)
- ◆平成19年度末
  - ・授業料滞納者数: 8,276人(0.8%)

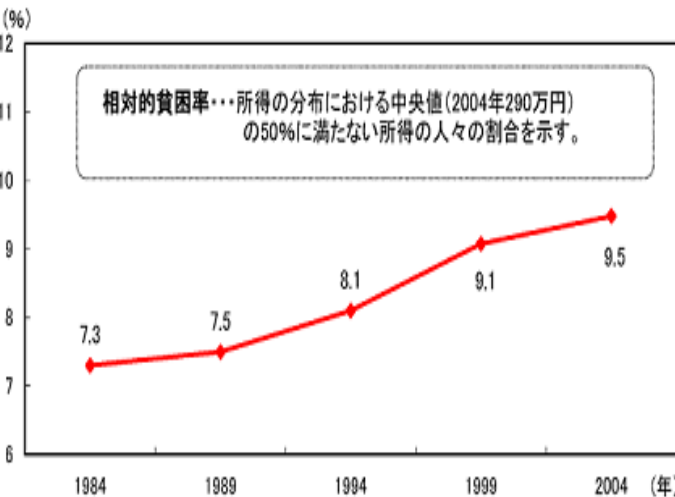
世帯所得のジニ係数、相対的貧困率、年間労働所得150万円以下の労働者の割合の統計から見て、所得格差は緩やかな拡大

○ 各種調査にみるジニ係数の変化



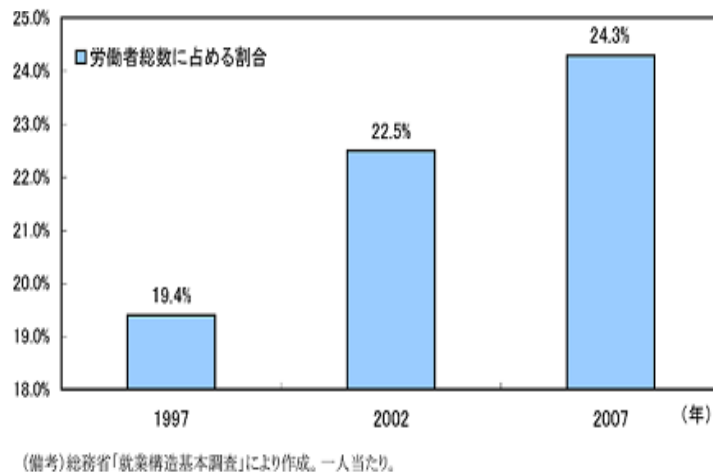
○ 相対的貧困率の変化

・相対的貧困率は緩やかながら増加



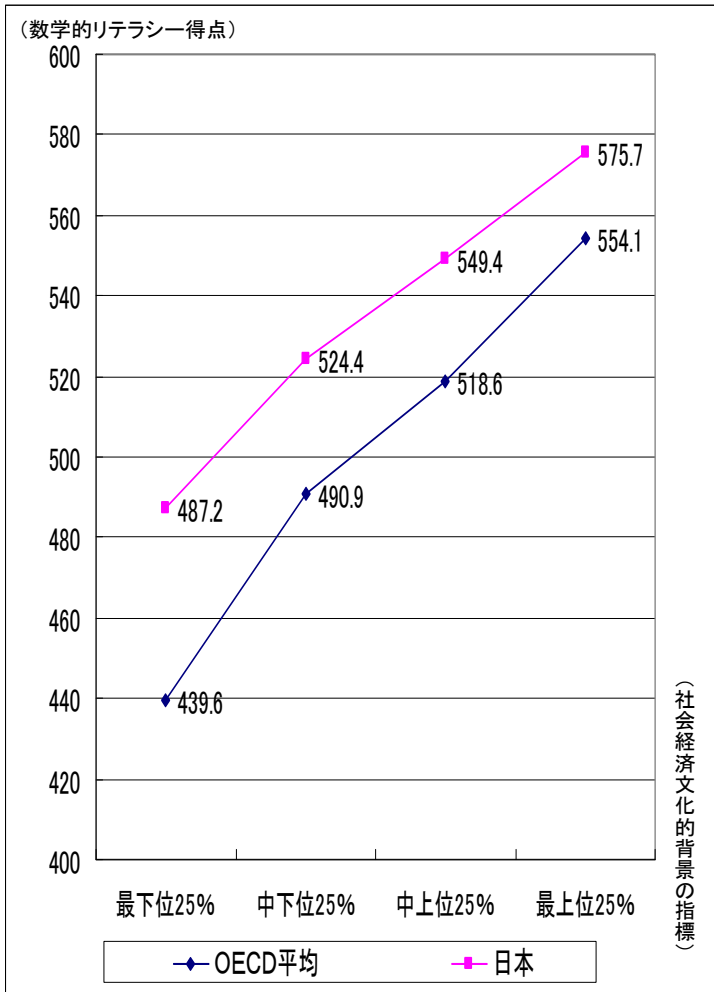
○ 年間労働所得150万円未満の労働者の割合

・年間労働所得150万円未満の労働者は増加傾向



- 子どもの社会経済文化的背景と学力には相関関係が見られる
- 父親の職業等に応じて学習時間や学習の好き嫌いに差がみられる

## ○生徒の社会経済文化的背景と学力(数学的リテラシー)の関係

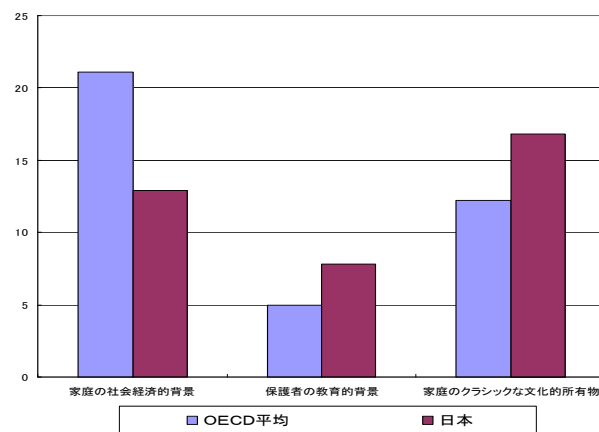


PISA2003では、家庭の社会経済文化的背景を示す指標として、以下の4分野の指標が用いられている。

- ①家庭の学習リソース  
例) 勉強机、勉強する場所、参考書等
- ②家庭におけるクラシックな文化的所有物  
例) 文学作品、詩集、絵画等
- ③保護者の教育的背景  
例) 保護者の学歴
- ④家庭の社会経済的背景  
例) 保護者の職業、役職

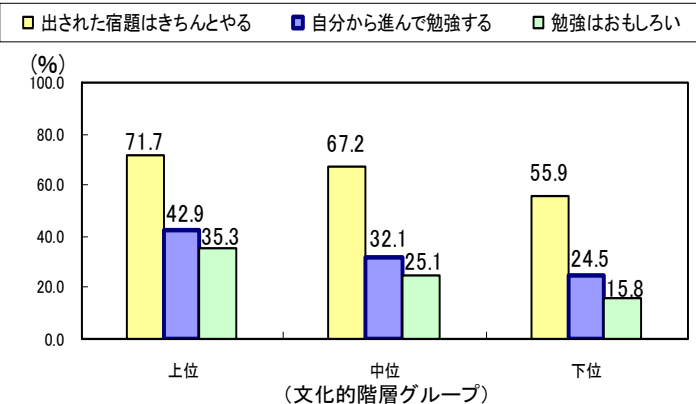
なお、わが国では、「④家庭の社会経済的背景」が数学的リテラシー得点に与える影響は比較的小さい(「②家庭におけるクラシックな文化的所有物」や「③保護者の教育的背景」の影響は比較的大きい。)

(各指標1単位増による平均点増効果)

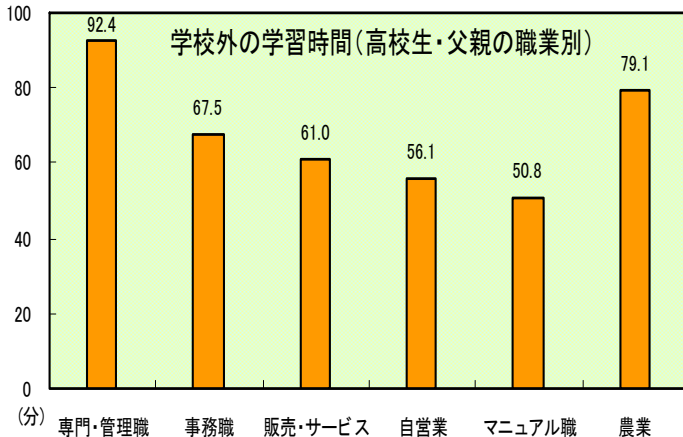


(出典)「生きるための知識と技能」OECD生徒の学習到達度調査(PISA)2003(国立教育政策研究所編)

## ○家庭の文化的背景と学習意欲(中学校)



## ○父親の職業と学習時間(高校生)

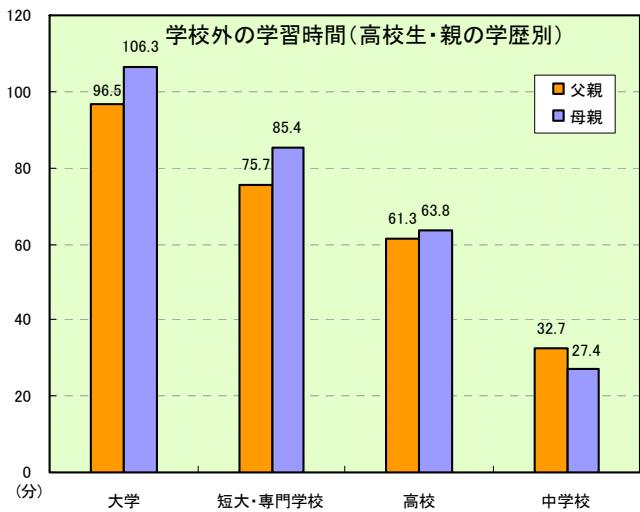


・『学力と階層』(荻谷剛彦著, 朝日新聞出版, 2008)より  
 ・中学生1281人を対象に調査(2001年)。「家の人はテレビでニュース番組を見る」等の回答状況を尺度として、調査対象者の数がほぼ3分の1ずつになるように「文化的階層グループ」を設定

・『学力と階層』(荻谷剛彦著, 朝日新聞出版, 2008)より  
 ・二つの県の11の公立高校2年生を対象に調査(1997年)

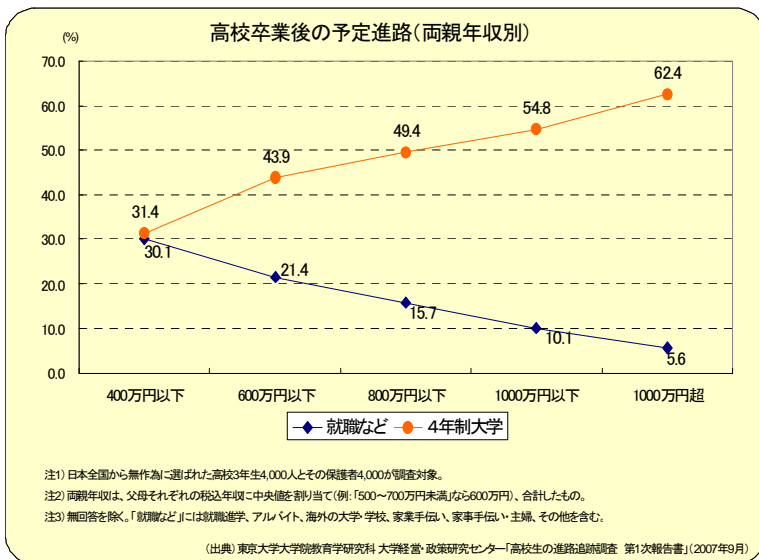
- 親の学歴により学習時間に差が見られる
- 親の所得が少ないほど子どもの大学進学率が低く、就職の割合が高い
- 親の所得が高いほど子どもの学力調査の結果が高い

## ○ 親の学歴と学習時間(高校生)

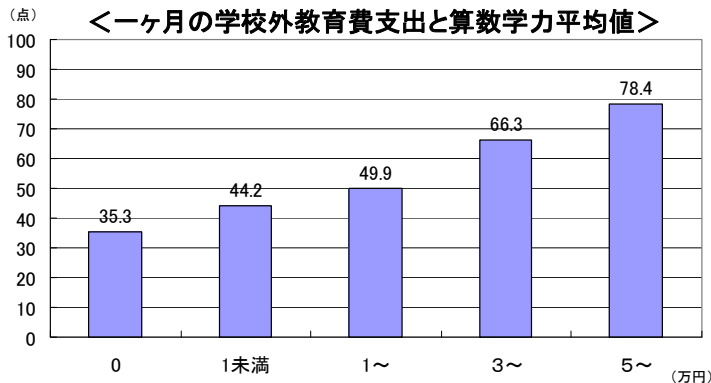
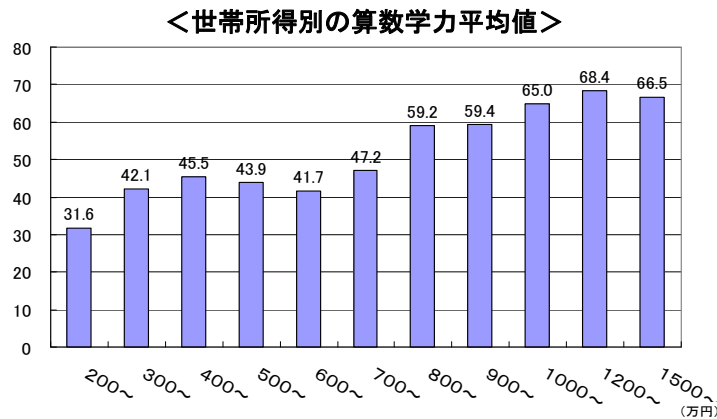


- ・『学力と階層』(荻谷剛彦著, 朝日新聞出版, 2008)より
- ・二つの県の11の公立高校2年生を対象に調査(1997年)

## ○ 親の収入と高校卒業後の進路



## ○ 世帯所得・学校外教育費支出と学力の関係



- ・お茶の水女子大学21世紀COEプログラム(誕生から死までの人間発達科学)の事業として調査を実施(平成18年9月公表)。
- ・子どもを取り巻く家庭環境が与える学力形成の影響について調査
- ・関東地方にある人口約25万人の中都市に住む、小学校6年生とその保護者を対象に調査。(対象は300名程度)

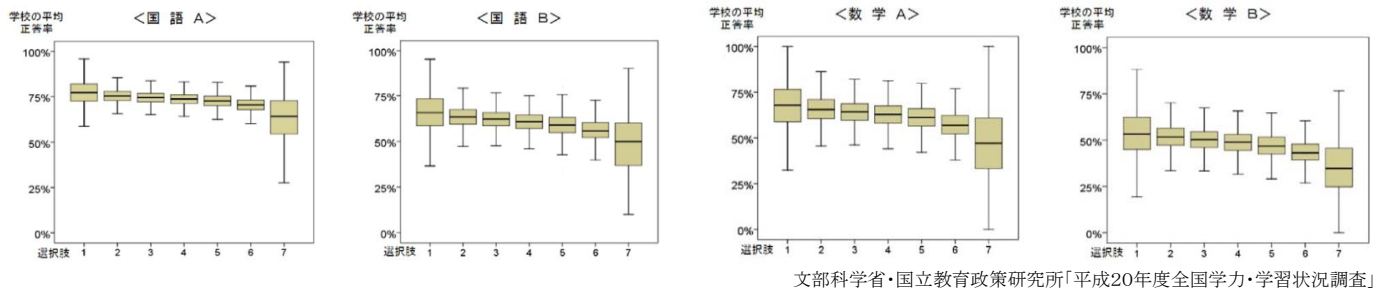
- 就学援助を受けている児童生徒の割合の高い学校の方が平均正答率が低い傾向
- 中卒・高卒におけるフリーター比率は高く、年々増加傾向にある
- 経済的なゆとりがあれば、子どもに就職よりも進学を望む割合が、年収が少ない層ほど高い

## ○就学援助と学校の平均正答率(中学校)

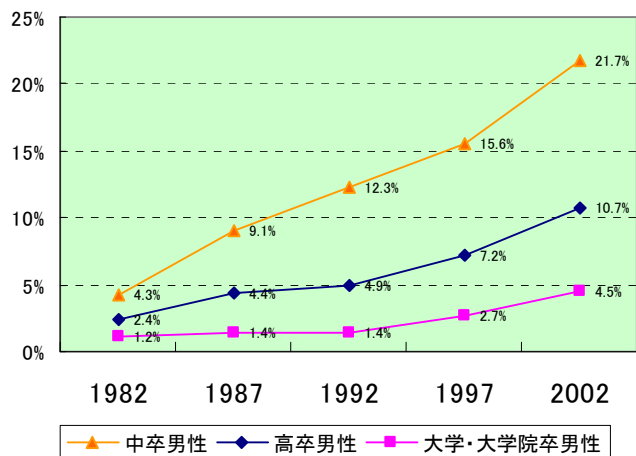
- ・就学援助を受けている生徒の割合が高い学校の方が、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向
- ・就学援助を受けている生徒の割合が高い学校は、平均正答率のばらつきが大きくその中には、平均正答率が高い学校も存在

選択肢1	在籍していない	選択肢2	5%未満	選択肢3	5%以上、10%未満
選択肢4	10%以上、20%未満	選択肢5	20%以上、30%未満	選択肢6	30%以上、50%未満
選択肢7	50%以上				

\*質問 14：第3学年の生徒のうち、就学援助を受けている生徒の割合



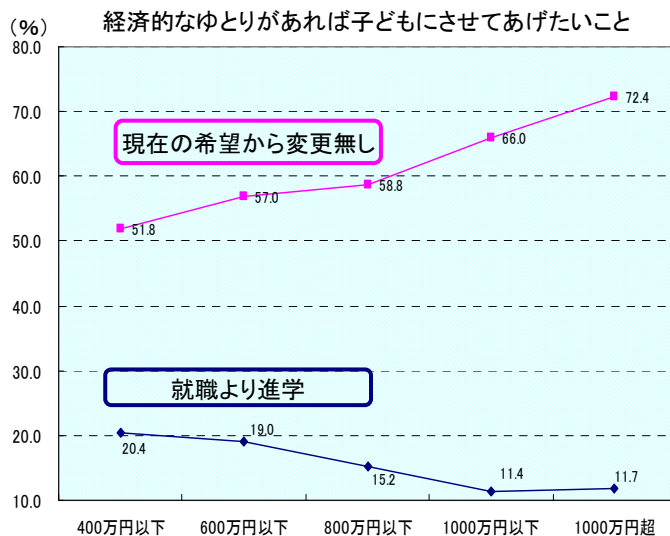
## ○学歴別フリーター比率



※フリーター: 15～34歳の在学しておらず、勤め先における呼称が「パート」または「アルバイト」、またはその職を欲する者

※フリーター率: フリーター率は、母数を、年齢は15～34歳、在学していない者で、①役員を除く雇用者であるか、または、②無業で「何か収入のある仕事をしたいと思っている者」としたときの前記フリーターの比率

## ○高校卒業後の進路についての親の意識



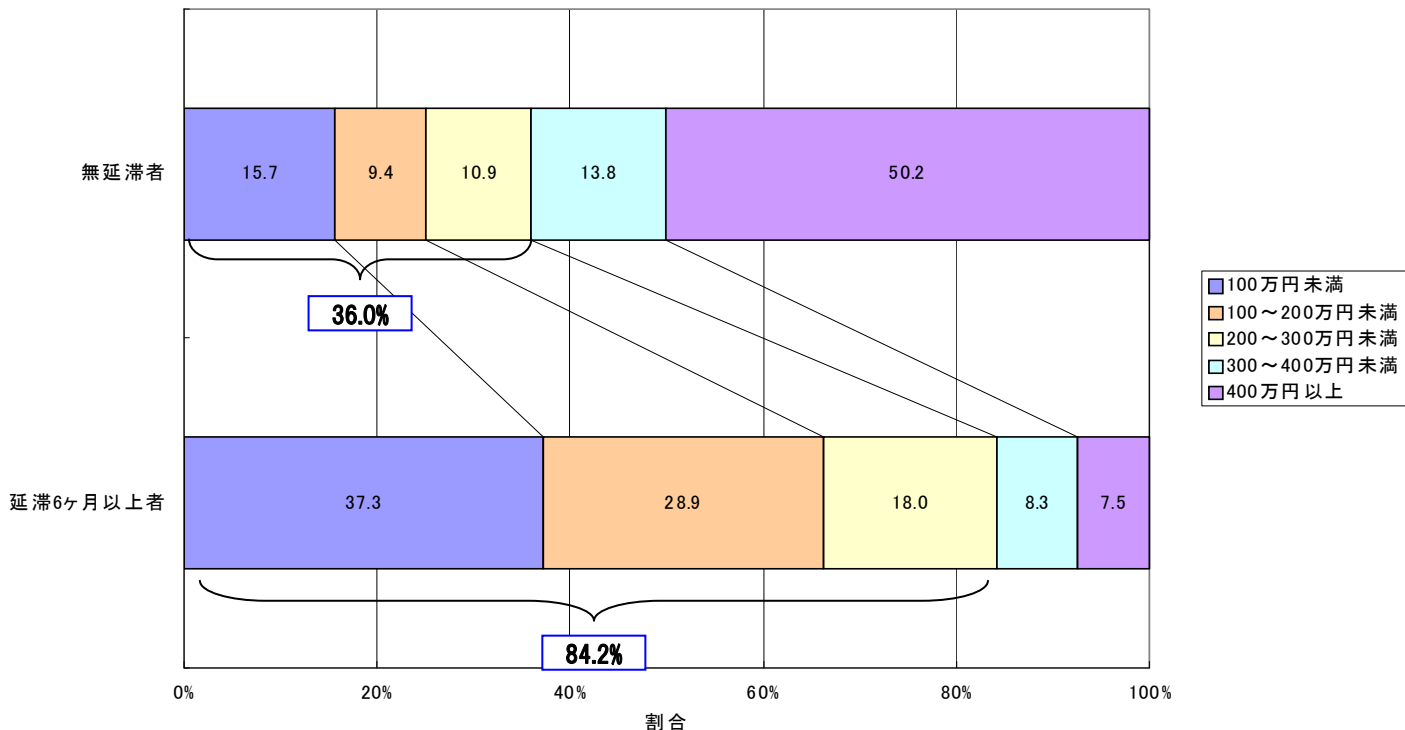
注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が対象

注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例「500～700万円未満」なら600万円)、合計したもの

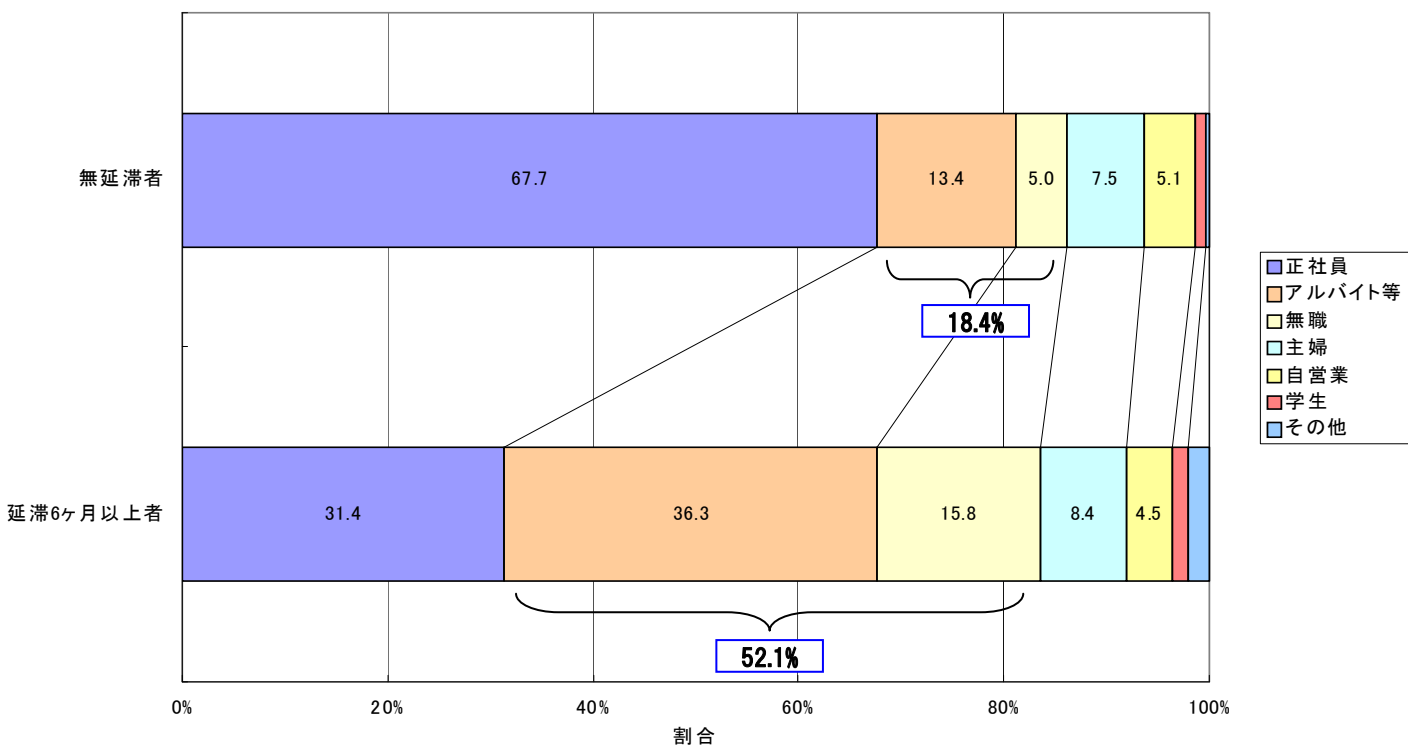
(出典) 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)

- 奨学金の延滞6ヶ月以上の者の場合、年収が300万未満と回答している者は 84.2%となっており、延滞者には低所得者が多く存在
- 奨学金の延滞6ヶ月以上の者の52.1%がアルバイト、無職。

### ○返還者本人の年収別の状況



### ○返還者の就業状況





## 施策例の試算例

- ◎ 額は一定の仮定・条件の下でのおおよその試算例（他の試算例も考えられる）
- ◎ 具体的な施策の内容・予算規模・実施時期等については安定財源の確保を前提に今後の検討を要する

# ○幼稚園就園奨励費補助制度の拡充による無償化の実現 ＜約7,900億円＞

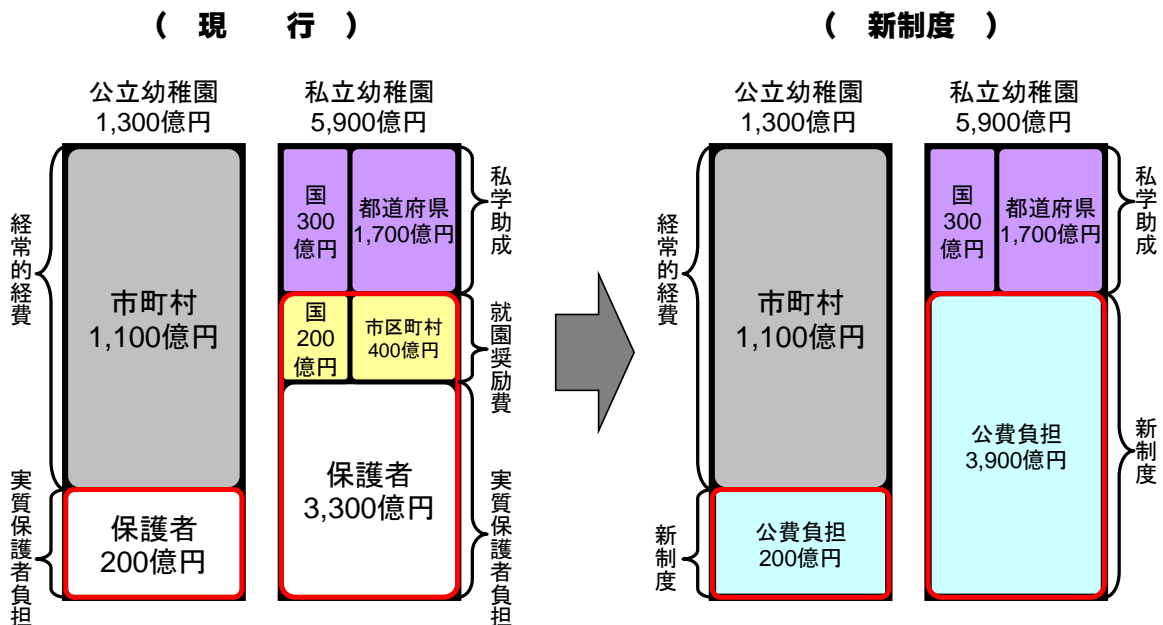
## 無償化に要する追加公費(平成21年度ベース)

	公立	私立	計
幼稚園	200	3,300	3,500
保育所	2,000	2,300	4,400
計	2,300	5,600	7,900

単位：億円

- ※1 平成21年度の政府予算ベースで推計したもの。
- ※2 幼稚園・保育所に通園する3～5歳児の全員を無償化する場合。
- ※3 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設最低基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。
- ※4 認定こども園の幼稚園機能部分については、この試算では含まれていない。
- ※5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

## 幼稚園に係る無償化の財政フレーム図



- ※1 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成の政府予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
- ※2 公立幼稚園の経常的経費は地方交付税措置額であり、就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。また、現行で公立に支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
- ※3 私学助成の都道府県分は地方交付税措置額である。

## 【義務教育段階】

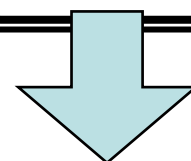
### ○各市町村が行う就学援助に係る地方財政措置の増額

仮定:これまでの実績を踏まえ、市町村に対する地方財政措置を増額する場合。

<620億円>

各市町村の財政力に左右されず、児童生徒の就学機会を保障するために、これまでの実績を踏まえ、市町村に対する地方財政措置を増額する

	17年度	18年度	19年度	平均
国庫補助 +地方財政 措置 (1)	約290億円	約270億円	約289億円	約283億円
市町村給与 額 (2)	約886億円	約905億円	約921億円	約904億円
措置率 (1)／(2)	32.7%	29.8%	31.4%	31.3%
差額 (2)－(1)	約596億円	約635億円	約632億円	約621億円



増額分  
≒620億円

## 【高等学校段階】

### ○授業料減免の拡充(減免対象の拡大)

仮定:特に経済的に困窮している家庭等が授業料全額免除、これに準ずる家庭等が授業料半額免除になるように、都道府県による補助を拡充する場合。

<約229億円>

- 私立高校生の授業料減免措置への補助については、都道府県によってその対象や補助単価が様々であるため、少なくともすべての都道府県において、特に経済的に困窮している家庭等が授業料全額免除、これに準ずる家庭等が授業料半額免除になるように、都道府県による補助を拡充する。

(試算)

- ① 生活保護・市町村民税非課税に相当する世帯

(年収250万円未満・5.8%)の私立高校生:授業料全額免除

- ② ①に準じる世帯(市町村民税所得割非課税・所得税納付免除)

(年収250~350万円未満・6.4%)の私立高校生:授業料半額免除

	① 生活保護・市町村民税非課税に 相当する世帯	② ①に準じる世帯
対 象 人 数 (私立高校生数(全日制):1,001,013人)	58,059人	64,065人
所 要 額 (私立高校(全日制)授業料:352,577円)	約205億円	約113億円
都 道 府 県 補 助 実 績 (H19年度都道府県補助の全体額は約258億円)	約56億円	約33億円
追 加 所 要 額 (所要額-都道府県補助実績)	約149億円	約80億円
	約229億円	

※1 年収に応じた割合は、「家計消費状況調査」(総務省)の平成20年平均の「在学者の有無別世帯数」の高校生のいる世帯数の割合による。

※2 平成19年度の都道府県補助実績は、①が生活保護・市町村民税非課税、②が市町村民税所得割非課税・所得税非課税を要件として補助した実績(ただし、市町村民税非課税と市町村民税所得割非課税を可能な範囲内で区分したものであり、正確な実績とはなっていない)

## 【高等学校段階】

### ○奨学金事業の充実・改善 ・入学金・教材費等の支援

仮定：生活保護の受給対象相当及びそれに準じる世帯の高校生約45万人に対して入学関係経費等を支援する場合

<500億円>

### 入学金・教材費等(※)の支援 約500億円

生活保護の受給対象相当及びそれに準じる世帯(イメージ：年収おおむね350万以下)

○高校生約45万人に対し、入学金や教材費など学校生活を送る上で必要不可欠な教育費の負担を軽減する

※ 入学料・修学旅行費・教科書費など

人数	所要額
約45万人	約500億円

## 【高等学校段階】

### ○私立高校生の修学上の負担軽減

仮定：私立に通う高校生がいる家庭に対し、公私の授業料の差額分を支給する場合。

＜約970～1564億円＞

#### (試算)

※ 公立高等学校及び私立高等学校の授業料(平成20年度)について

公立高等学校の授業料 119,028円

私立高等学校の授業料 353,577円 (いずれも文部科学省調べ)

※ 私立高校在学者数 約109万人

年収600万円未満の世帯の私立高等学校の生徒(約41.4万人)を対象とした場合

$(353,577円 - 119,028円) \times 約41.4万人 = 約970億円$

年収800万円未満の世帯の私立高等学校の生徒(約66.7万人)を対象とした場合

$(353,577円 - 119,028円) \times 約66.7万人 = 約1,564億円$

#### (注)

・ 年収の低い世帯の私立高校生に対しては、各都道府県により授業料等の減免が行われている。

・ 年収に応じた生徒数は、「家計消費状況調査」(総務省)の平成20年平均の「在学者の有無別世帯数」の高校生のいる世帯数の割合に私立高校生数を乗じて算出。

## 【大学学部段階】

### ○低所得世帯に対する授業料等減免措置の拡充（国立大学）

仮定：生活保護世帯等の大学生に対し授業料等減免を行う国立大学に、減免分を全て国費で支援する場合（上限を国立大学の授業料等標準額に設定）

＜58億円＞

#### （試算）

○生活保護の要保護世帯（家庭の年間平均収入200万円程度未満）（H18）：昼間4.1%，夜間8.2%

○要保護世帯に準じた世帯（市町村ごとに基準が異なるが350万円程度未満と仮定）：昼間6.05%，

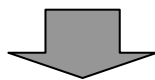
※学部学生数(H20)：国立大学(学部) 昼間444,534人，夜間10,119人 夜間12.4%

入学者数(H20)：国立大学(学部) 昼間100,825人，夜間1,520人

授業料標準額(H21)：国立大学(学部) 昼間535,800円，夜間267,900円

入学料標準額(H21)：国立大学(学部) 昼間282,000円，夜間141,000円

### ○授業料



要保護世帯

$(535,800円 \times 444,534人 \times 4.1\%) + (267,900円 \times 10,119人 \times 8.2\%) = \text{約}100\text{億円}$

要保護世帯に準じた世帯（便宜的に年収200～350万円の世帯の授業料を半額免除として試算）

$(267,900円 \times 444,534人 \times 6.05\%) + (133,950円 \times 10,119人 \times 12.4\%) = \text{約}74\text{億円}$

### ○入学料

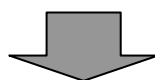
要保護世帯

$(282,000円 \times 100,825人 \times 4.1\%) + (141,000円 \times 1,520人 \times 8.2\%) = \text{約}12\text{億円}$

要保護世帯に準じた世帯（便宜的に年収200～350万円の世帯の入学料を半額免除として試算）

$(141,000円 \times 100,825人 \times 6.05\%) + (70,500円 \times 1,520人 \times 12.4\%) = \text{約}9\text{億円}$

昼間（授業料等標準額×該当国立大学生数×要保護（準要保護）世帯）+夜間（授業料等標準額×該当国立大学生数×要保護（準要保護）世帯）



○平成21年度国立大学法人運営費交付金の算定に当たっては、授業料等収入予定額の一部を免除枠として収入予定額から控除し、国立大学における授業料等免除の実施について考慮。

運営費交付金算定上の授業料免除見込（学部に係る） 136億円

運営費交付金算定上の入学料免除見込（学部に係る） 1億円

$\{(100\text{億円} + 74\text{億円}) - 136\text{億円}\} + \{(12\text{億円} + 9\text{億円}) - 1\text{億円}\} = \text{約}58\text{億円}$

## 【大学学部段階】

### ○低所得世帯に対する授業料等減免措置の拡充（私立大学）

仮定：生活保護世帯等の大学生に対し授業料等減免を行う私立大学に、減免分を全て国費で支援する場合（上限を私立大学の授業料及び入学金平均額に設定）

＜1,031億円＞

#### （試算）

○生活保護の要保護世帯（家庭の年間平均収入200万円程度未満）（H18）：大学2.2%，短大3.6%

○要保護世帯に準じた世帯（市町村ごとに基準が異なるが350万円程度未満と仮定）：大学6.25%，  
短大9.6%

※本科学生数(H20)：私立大学(学部)1,951,812人，私立短期大学156,314人

入学者数(H20)：私立大学(学部)470,540人，私立短期大学71,827人

授業料平均額(H20)：私立大学(学部)848,178円，私立短期大学687,240円

入学金平均額(H20)：私立大学(学部)273,602円，私立短期大学254,949円



### ○授業料

要保護世帯

$(848,178円 \times 1,951,812人 \times 2.2\%) + (687,240円 \times 156,314人 \times 3.6\%) = \text{約}403\text{億円}$

要保護世帯に準じた世帯（便宜的に年収200～350万円の世帯の授業料を半額免除として試算）

$(424,089円 \times 1,951,812人 \times 6.25\%) + (343,620円 \times 156,314人 \times 9.6\%) = \text{約}569\text{億円}$

### ○入学金

要保護世帯

$(273,602円 \times 470,540人 \times 2.2\%) + (254,949円 \times 71,827人 \times 3.6\%) = \text{約}35\text{億円}$

要保護世帯に準じた世帯（便宜的に年収200～350万円の世帯の入学金を半額免除として試算）

$(136,801円 \times 470,540人 \times 6.25\%) + (127,475円 \times 71,827人 \times 9.6\%) = \text{約}49\text{億円}$

(大学授業料等平均額×該当私立大学生数×要保護(準要保護)世帯) + (短大授業料等平均額×該当私立短大学生数×要保護(準要保護)世帯)



○平成21年度においては、私立大学等経常費補助金のうち、授業料減免事業等支援経費（※）として25億円を計上

追加で必要となる国費投入額

$\{ (403\text{億円} + 569\text{億円}) - 25\text{億円} \} + (35\text{億円} + 49\text{億円}) = \text{1,031億円}$

※授業料減免事業等支援経費

私立大学等において、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免事業等について支援。ただし、家計基準については各大学等において定められており、生活保護世帯等に限るものではない。



## 【大学院段階】

### OTA・RAなど給付型の経済的支援の拡充

仮定：競争的資金において、大学院博士課程の学生をTA・RAとして雇用する枠を創設し、一人当たりの支給額を15万円(生活費程度)に引き上げた場合。

<385億円>

### (試算)

(平成18年度)

平均支給月額	人数	平均支給月額×人数
5万円未満	20,375人	5.1億円
5万円以上10万円未満	7,990人	6.0億円
10万円以上15万円未満	2,238人	2.8億円
15万円以上20万円未満	4,144人	7.3億円
20万円以上	3,711人	8.3億円
不明	105人	-
計	38,563人	-

(注)

平均支給月額×人数については、平均支給月額を

5万円未満 25,000円

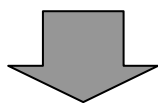
5万円以上10万円未満 75,000円

10万円以上15万円未満 125,000円

として試算。

出典：大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査

学生への支給額を  
15万円に引き上げ



差額は1月当たり32億円  
＝年間385億円の追加財政が必要。

差額	人数	差額×人数
125,000円	20,375人	25.5億円
75,000円	7,990人	6.0億円
25,000円	2,238人	0.6億円
計	30,603人	(1月当たり) 32.1億円 (年間) 385億円